

関係市町村長の意見を聞いた上で、環境の保全の見地からの意見を述べるものとしております。

第五に、事業者は、これらの意見が述べられた後に環境影響評価準備書の記載事項に検討を加え、必要な措置を講じ、その結果について環境影響評価書を作成しなければならぬこととしております。事業者は、環境影響評価書を免許等を行う者へ送付し、これらの者はこれに対し環境の保全の見地からの意見を述べる事ができることとしております。この際、当該環境影響評価書は環境庁長官にも送付され、環境庁長官は必要に応じ環境の保全の見地からの意見を述べる事ができることとしております。事業者は、これらの意見が述べられた後、環境影響評価書の記載事項に検討を加え、所要の補正を行い、これを公告縦覧することとなります。

第六に、事業者は、環境影響評価書の公告を行うまでは、対象事業の実施をしてはならない旨を定めるとともに、環境影響評価の結果を免許等の審査に反映させるため、環境の保全の配慮についての審査等に係る所要の規定を設けております。また、事業者も、環境の保全についての適正な配慮をして当該対象事業を実施しなければならぬものとしております。

以上のほか、都市計画に定められる対象事業等に関する特例、港湾計画に係る環境影響評価その他の手続、発電所についてのこの法律案と電気事業法との関係、及び地方公共団体の行う環境影響評価に関する施策との関係等について、所要の規定を設けることとしております。

以上が、本法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○佐藤委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○佐藤委員長 これより質疑に入ります。

持水委員 自由民主党の持水でございます。持水委員 自由民主党の持水でございます。

持水委員 自由民主党の持水でございます。持水委員 自由民主党の持水でございます。

持水委員 自由民主党の持水でございます。持水委員 自由民主党の持水でございます。

持水委員 自由民主党の持水でございます。持水委員 自由民主党の持水でございます。

持水委員 自由民主党の持水でございます。持水委員 自由民主党の持水でございます。

持水委員 自由民主党の持水でございます。持水委員 自由民主党の持水でございます。

持水委員 自由民主党の持水でございます。持水委員 自由民主党の持水でございます。

持水委員 自由民主党の持水でございます。持水委員 自由民主党の持水でございます。

持水委員 自由民主党の持水でございます。持水委員 自由民主党の持水でございます。

持水委員 自由民主党の持水でございます。持水委員 自由民主党の持水でございます。

持水委員 自由民主党の持水でございます。持水委員 自由民主党の持水でございます。

持水委員 自由民主党の持水でございます。持水委員 自由民主党の持水でございます。

環境を守るといふことを内外ともに明らかにし、そして日本が環境先進国としての立場を確立すべき一番大事な会議であると思っております。

そういう意味で、この会議に向けて、二酸化炭素排出量の削減目標、これをどういうふうにするか、まだ具体的に私ども聞いておりません。いろいろ検討がなされているというふうな話は聞いておりますけれども、まだその具体的な内容がはつきりしておりませんが、この点について、十二月でありまして、もうそろそろ環境庁として前向きな、積極的な対応が必要であろうと思っております。

どうかひとつ、その検討の状況について、この段階でお話しできることは話をさせていただきたいし、また、この会議に向けて環境庁長官が世界の環境保全のリーダーとしての活躍を果たされたい。そのような、そういう決意をぜひお持ちいただきたい。そのことについての環境庁長官の決意をお聞かせをいただきたいと思っております。

○石井国務大臣 地球サミットが五年前に開催されました以来、国際社会の中でも環境問題に対する関心が高まってまいりましたし、我が国におきましても、環境基本計画に基づきましての取り組みも次第に実績も積んでまいっているところでもございます。

その中で、地球温暖化防止京都会議がことしの十二月に京都で開かれるということになっておりまして、この会議におきましての国際約束に盛り込まれる温室効果ガスの排出削減目標につきましても、環境保全上実効があつて、公平で、また実行可能なものとする必要があると考えてまいります。そして、こうした点を考慮しながら、現在政府部内で検討を行っているところでもございまして、今後の本格的な外交交渉の中で、できるだけ早い時期に政府として提案できるようにしていきたいと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、地球温暖化防止京都会議は人類の今後を左右するような重要な会議であることは御指摘のとおりでございますし、我が

国が旧西側第二位の二酸化炭素排出国であるという責任を踏まえまして、会議の開催国としての責任をいたしまして、この会議の成功に向けて最大限の努力をしまつてまいるのでございまして、どうぞまた御支援、御指導を賜りますようお願い申し上げる次第でございまして。

○持永委員 どうかひとつぜひ頑張っていたきたいと思つております。長官、結構です。

鈴木政務次官がお座りでありまして、政府委員に御答弁をいただいても結構です。政府委員に御答弁をいただいても結構ですが、質問を続けさせていただきますと思つております。

環境影響評価制度というものが法制化された、これが今回の環境影響評価法案の提出の主たる基本となつておりますが、先ほども申し上げましたように、我が国におきましては、環境影響評価制度というのは、長年の経緯を経て、今日ようやくこうやって法律化されたと言つてできるかと思つております。

五十九年、前回の環境影響評価法案が廃案となつて以来、しかし、といつて環境影響評価のものを放置するわけにいかないということで、閣議決定が行われております。いわゆる閣議アセスというものが行われ、また、地方は地方の方で先進的に自分のところを環境汚染から守ろう、環境を保全しようということで、地方公共団体がそれなりの条例なりあるいは要綱をつくつて環境影響評価制度を積み上げてまいりました。また、各省においても、通産省が発電所アセスをつくつたり、あるいはその他各省庁でそれぞれ必要なアセス制度というのを行政指導あるいは要綱の形でつくつてきたというのが今日であります。

平成五年に環境基本法が成立を見まして、この中で、環境影響評価の推進が、二十条であつたと思つて、たしか大きな位置づけをされて、環境影響評価制度というのを推進し、そのために政府としては必要な措置を講ずるのだということが規定されております。この必要な措置というのは何だということをめぐつて当時いろいろな議論が

行われたことを私も思い出しておりますが、法制化も含む措置だということが当時言われておりました。

以来、政府としても法制化に向けての努力がなされました。各省庁との調整の問題、あるいは中央環境審議会におけるいろいろな意見がありまして、たけれども、今回、ようやく廃案以来十四年ぶりにこの環境影響評価法案が提出されることになったわけでありまして。

法案として環境影響評価を行うことになつたわけでありまして、従来の行政指導あるいは地方公共団体が自主的にやる環境アセスと、今回の法案化されたことによる、法制化されたことによる意義あるいはその効果、これはぜひともまずお伺いをしておかなければいかぬと思つておりますので、法律化されたことによる意義、あるいは法律化されたことによつてこれだけの効果が生まれるのだということをぜひ伺いたいと思つております。

○田中(健)政府委員 今お話がございましたように、旧法案の廃案以降十四年にわたりまして、閣議決定等に基づく行政指導によりましてアセスメントを実施してきたわけですが、その間に、着実な実績の積み重ねによりまして、環境アセスメントは、開発事業について環境配慮を確保する有効な手法として定着をいたしました。また、先生今お話がございましたように、環境基本法の制定によりまして、環境影響評価の推進が位置づけられたわけでございます。

また、環境アセスメントは、立場の異なる広範な主体のかかわり、それぞれの役割、行動のルールを定めることが基本でございまして、また、行政手続法の制定によりまして行政指導の限界が明らかになつた、こうしたことから、法制化は時代の要請でございまして、環境基本法を受けまして、我が国の環境政策の横年の課題でございましてアセスメントの法制化を図ることは、環境問題がますます重要となるであります。二十一世紀に向けて、我が国の環境政策の基盤を確立いたします、環境保全に積極的に取り組む姿勢を

内外に示す上でも大変重要な意味があるものと思つております。

それで、法制化のメリットでございまして、一つは、事業者のみならず国民あるいは行政といった広範な主体がかかわります環境影響評価の手続は、法定をされるということによりまして各主体の役割や行動のルールが明確になりまして、これまで以上に環境影響評価の円滑な実施が期待をされるということ、あるいはまた、これまで行政指導によつておりましたので、環境影響評価の結果を許認可等に反映させることに限界があつたわけでございまして、法律でいよいよ横断事項を規定することによりまして、事業にかかわります許可等を定める法律に環境の保全の観点が含まれない場合にも、環境影響評価の結果を確実に反映させることができる、こうしたこともございまして。

それから、環境庁長官の意見でございましてけれども、これまでは免許権者からの求めに応じまして意見を申していたわけでございまして、これからはみずからの判断によつて必要に応じて意見を述べるということが、これまで以上に環境保全に万全を期することができる、こういうことになるわけでございます。

こういったことで、法制化するメリットというのはいろいろあるわけでございまして、環境行政の推進上大変有効になるといふふうに考えております。

○持永委員 この環境影響評価が法律化されたことの意義なりその効果が十分国民の間、事業者の間あるいはそれぞれ国なり地方公共団体の間に行き渡りまして、その機能が十分に発揮されますことを心から祈念をするものであります。

多少個別的な問題になりますが、発電所の問題について、ひとつ環境庁の立場からお伺いをいたしたいと思つております。

この法案ができる過程で、これはマスコミなどでもいろいろと取りざたをされましたが、中央環境審議会あるいは政府部内において、いろいろと

発電所の問題について議論が行われておりました。国民の間では、発電所が包括的なアセスメント法の対象になるのか、あるいはそこから外れて電気事業法の対象になるのか、一面では大変わかりにくい議論もあったと思います。

中央環境審議会の審議あるいは政府部内の調整あるいは世論の動向、そういったものから、結果的には今回の環境影響評価法案の対象事業に発電所も加えられておられますけれども、一方では電気事業法改正案で発電所に関する特例が定められることになりました。これも既にきのうの段階で、衆議院に提案をされるということになっております。

そういったことから、発電所について、いわば環境庁なり中央環境審議会がねらいをされております十分なアセスメントが本当に行われるのかどうか、この点について、国民の間には不安を感じる向きがあるのではないかと思います。このことに関しまして、特に国民の懸念を払拭するという意味でも、ぜひひとつ環境庁の立場で明確な見解をお示しいただきたいと思っております。

○田中(健)政府委員 発電所につきましては、過去二十二年間、電源立地の円滑化のために、通商産業省の商業アセスメントにおきまして、手続の各段階から国が指導監督をいたしまして、十分な実績を上げてきたところでございます。

それから、これは民間事業者の個別事業が電力の安定供給という国の施策と強いかわりを持つという特殊な性格を有するものであること、こうしたことから、私どもといたしましては、この御提案をしております環境影響評価法案の手続に加えまして電気事業法を改正をいたしまして、手続の各段階で国が関与する特例を設けることといたしましたわけでございます。

これは、ただいま申し上げましたような発電所に関する過去の通産省審議アセスの実績と電力の持つ特殊性という点を勘案したわけでございまして、このような特例を設けたいと思いますが、発電所は、御提案をしております環境影響評価法案

の対象事業の一つといたしまして、中央環境審議会の答申の原則を満たすように作成をされました環境影響評価法案の定めるいろいろな指針やあるいは手続が適用されるということになるわけでございます。

手続の基本は、環境影響評価法案の制度にとつとるということでございます。したがって、発電所につきましても答申の趣旨を踏まえた十分なアセスメントが行われることになるものと私も考えております。

○持永委員 いずれこの問題はまた同僚の各議員の方からもいろいろ議論があるかと思いますが、ぜひひとつ、環境庁として、やはり環境アセスメントの基本は環境庁にあるんだ、そういう立場を買っていただいて、各省庁に対してそれなりの優位性といえますが指導性、調整官庁としての機能を発揮してもらいたいと思っております。

次に、先ほども長官のお話の中に、外国制度に比しても遜色のないものができましたというようなお話がありましたけれども、残念ながら、この環境アセスメント制度、我が国は、先ほど申し上げておりますように、今日の段階に至るまで長年の経緯をたどってまいりました。そういった長年の時間の中に、先進国ではOECDにたしか二十九カ国の加盟国があると思っておりますが、その中でこの環境アセスメントの法制化をしていないのは我が国だけだというような状況、あるいはまたOECD以外の世界の国でも五十カ国以上の国が関連の法制を備えておるような状況であります。

そういう意味からいって、今、我が国としては、こういった環境影響評価制度については極めて肩身の狭い思いであるということをおっしゃるを得ないと思っておりますが、今回、ようやくこうやって環境影響評価法案が出てまいりました。せっかくこの環境影響評価法案が出てまいりましたならば、先ほども申し上げましたように、これはCOP3もあります。日本が環境保全あるいは環境汚染の防止についての先進国であらなければならぬ、それだけ日本は公害とか何とかに大変悩ま

された国でありましたけれども、それを乗り越えて環境保全についての先進国でありたいというのが私どもの願いであります。

そういう意味からいいますならば、今回のこの環境影響評価法案が各国の環境影響評価制度、環境影響評価法案と比べて遜色のないものかどうか、そういう点について、どういった点がどういったように進んでいるというようなことがありますれば、ひとつ具体的に明確な答弁をお願いを申し上げます。

○田中(健)政府委員 本法案の立案に至る過程で、私どもは欧米等の諸外国の制度の実施状況等を十分に調査をいたしました。その上で、その成果を踏まえて中央環境審議会に御審議をお願いしたところでございます。

それで、具体的に申し上げますと、主要諸国の制度において見られますような、一つは、環境影響評価の実施の必要性を個別の事業ごとに判断をする、いわゆるスクリーニングの手続でございます。

それから、地方公共団体あるいは住民等からの環境情報を収集をいたしまして具体的な環境影響評価の方法を個別に選定をいたします。いわゆるスコーピングの手続、こういった事前手続を導入をいたしております。

さらに、複数案の比較検討をする手法を導入をいたしましたために、環境保全対策の検討の経過を評価書等の記載事項としております。

それから、フォローアップのために、評価後の調査等の措置を評価書等の記載事項といたしております。こうしたことが盛り込まれておるところでございます。

こうした具体例がございまして、したがって、この法案の内容は、私どもは諸外国と比較いたしましても遜色のないものであるというふうに考えております。

○持永委員 もう余り持ち時間もありませんので最後の質問になるかと思いますが、これから先の問題として、ひとつぜひお伺いしておきたいと思

います。

私は、これは申し上げるまでもないことでありますけれども、環境アセスメントというのは、大気とか水とか土壌とか動植物、いろいろな分野におきます科学的な知識といえますが知見というものを総動員して行われなければなりません。それによつて、アセスのための技術指針というのはこういった最先端の科学なり技術を反映したものでなければなりませんし、科学技術というのは日進月歩であります。極めて速いテンポでこの進歩が進展が図られていきたいと思います。そういった意味で、こういった面からの適切な見直しというのを常に考えていかなければならないと思っております。

二番目は、中環審の答申でもありますように、上位計画・政策段階での環境配慮、港湾計画などがそれに当たると思いますが、上位計画とか政策段階での環境配慮のためのアセスメントの検討というのが、今後ともやられていかなければなりません。環境基本法の十九条、国の環境配慮の責務がより幅広く具体的に果たされるように政府としてもこれから検討を積み重ねていくことが必要だと思っております。

このほかに、アセスメント、今回法律が成立し、これが実行されるということになりますと、その実績が積み上がってくるかと思っておりますが、そういった実績の積み重ねを踏まえながら、今後とも、この内容について、制度について、仕組みについて、適切な見直しなり検討が行われることが必要であるかと思っております。

こういったこれから先の問題について環境庁としてどういったふうに取り組んでいられるおつもりか、お伺いをいたしたいと思います。

○田中(健)政府委員 先生から今お話がございまして、環境基本法第十九条におきまして、国は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定、実施するに当たっては、環境の保全について配慮することとされているところでございます。今般の法案におきましても、過去の実績等を踏

まえまして、港湾計画につきましてのアセスメントを盛り込んだところでございますけれども、上位計画、一般のアセスにつきましては、今後、中央環境審議会からいただきまして答申に従いまして、国際的な動向やあるいは我が国の現状を踏まえて、政府の計画あるいは政策についてのアセスメントの手続等のある方につきまして具体的に検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、制度をよりよいものとしていく観点で、制度の運用状況を点検をいたしまして、今後の内外の科学的知見の集積状況等を踏まえまして、必要に応じて技術指針等を見直すなどの運用の改善を図ってまいりたいというふうに考えております。

さらに、この法案の附則におきまして、法施行後十年を経過した段階で、法律の施行の状況について検討を加えて、その結果に基づいて必要な措置を講ずる、こういう規定も設けているところでございまして、こうしたことを踏まえましてさらに制度の改善に今後とも努めてまいりたい、こういうふうに思っております。

○持永委員 ぜひひとつ環境影響評価法の成立を契機として、我が国の環境保全行政あるいは環境汚染防止のための政策というのが、さらにさらに実効が上がり、また先ほど申し上げましたとおり、ことしはCOP3が我が国において行われる大事な年であり、このかえがたい地球を二十一世紀あるいは二十二世紀、二十三世紀にわたって我々の子々孫々に残すためにも、ぜひとも地球環境の問題あるいは国内における環境保全の問題というのは、政治家としても真剣に取り組んでいかなければならないこれからの大きなテーマであり、課題であろうと思っております。

そういう意味で、これは政治家のみならず、まずは行政としても真剣にこの問題に取り組んでいただきたい。環境庁、ともすれば今まで調整官庁として、果たしてその機能が十分に発揮されている

たかなというところについては、いささか私どもの方も物足りないところがありますから、どうかひとつ、これから大いに勇気を持って積極的に各省庁の調整官庁としての実力をこの法案の成立を機に発揮していただきますことを特に最後にお願ひ申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○佐藤委員長 谷津義男君。

○谷津委員 環境アセスメントの法案が提出されたにつきまして、各論について少し質問してみたいと思います。できるだけわかりやすく簡単に御答弁をお願いします。多岐にわたっておりますので、よろしくお願いいたします。

十四年前に廃案になったことがございます。その後、官澤内閣のときに基本法をつくりました。その基本法の最後の質疑のときに総理に出席していただきまして、このアセスメント法の法制化について私質問いたしましたらば、できるだけ早く提案をしたいという御答弁もありました。そして今回、法制化に当たっては総理からの諮問を受けた中央環境審議会において幅広くヒアリングが行われて、また熱心な御議論があったというふうに聞いております。

こうした経過を踏まして答申が出されたわけでありまして、これは、政府はこの答申に基づきまして十分に尊重しながらこの法案をつくったというふうに聞いておりますが、これについてはどのような反映されているのか、まずもってお聞きをいたします。

○田中(健)政府委員 中央環境審議会の答申におきましては、現行制度を見直すべき点を中心に、新たな制度が備えられるべき基本原則といたしまして、対象事業の拡大、それからスクリーニングあるいはスコーピング制度の導入、それから一般の意見提出機会の拡充、環境基本法に対応いたしました評価の対象や視点の見直し、それから事後のフォローアップの措置などが示されましたけれども、法案では、これらの基本原則につきまして法

律として規定すべきものはすべて盛り込んだものとなっておりますと考えております。

このほか、法案では、環境庁長官あるいは主務大臣等の意見を受けまして事業者が評価書を再検討する仕組み、それから港湾計画に関する環境影響評価を規定するなど答申の趣旨に即してより充実した内容のものとなっているというふうに思っております。

○谷津委員 我が国におきましては、環境アセスメントは長い間閣議アセスで行われておりました。行政指導ベースで行われてきました。今回の法案化によってこれまでのアセスと具体的に何が変わったのか、その変わった点をお示しいただきたいと思っております。

○田中(健)政府委員 まず第一に、これまで行政指導という形で事業者の任意の協力に依拠して行われてきた環境影響評価が、事業者の法律上の義務として位置づけられるというのが第一点でございます。

それから第二にいたしまして、事業者のみならず国民あるいは行政といった広範な主体がかかわる環境影響評価の手続が法定されることによりまして、各主体の役割、行動のルールが明確になりまして、これまで以上に環境影響評価の円滑な実施が期待されるということになると思っております。

それから第三に、これまでは行政指導によっておりましたので、環境影響評価の結果を許認可等に反映させることに限界がございましたけれども、法律でいわれる横断事項を規定することによりまして、事業にかかわります許認可等を定める法律に環境の保全の観点が含まれていない場合にも環境影響評価の結果を許認可等に確実に反映させることができるということになります。

それから第四に、環境庁長官が免許等を行う者に対して意見を述べることから判断によりまして必要に応じて意見を述べることで、これまで以上に環境保全に万全を期することができ、こういうことになるわけでございます。

拡大、あるいはスクリーニング、スコーピングといった事前手続の導入、それから事後のフォローアップの措置の導入、環境基本法に対応した評価の充実、それから環境庁長官等の意見を踏まえまして評価書を補正する仕組み等の創設。

これまでの制度から格段に充実した環境影響評価が行われることになると思っております。

○谷津委員 アセスメント制度をめぐる論議の中に、現行制度、いわゆる閣議アセスは、事業内容が固まった、そしてその後じりじりができないような状況になって手続が始まっておりますけれども、すから非常に問題があるということが指摘をされて、早期の段階で環境の配慮を確保するため、どうしても先にやっていく必要がある、計画段階でやっていく必要があるというふうに私は思っております。

今回の法案では新たにスコーピングが導入されておりますけれども、これによってどのような効果があるのか、その辺のところをお聞かせいただきたいと思っております。

○田中(健)政府委員 このスコーピング制度の導入によりまして、調査に着手する前の段階で住民あるいは専門家等の意見が反映されるということになりますから、論点が絞られて、効率的でめり張りのきいた予評価が行われるということになると思っております。

このプロセスを通じて関係者の理解がより一層促進をされまして、これまで往々にしてございました作業の手戻りの防止が図れる、こうした効果が期待されるわけでございます。

さらに、この手続におきまして提供されました有益な環境情報を活用することによりまして、事業計画の早期段階での環境配慮に大いに資する、こういうことが期待をされるということでございます。これがスコーピング制度の効果であろうと思っております。

○谷津委員 そこで、スコーピングの手続の導入によりまして、私は問題があるのではなからうかなというふうに思うのです。それは、調査の項

目、手法、こういうものについて限りなく要求が出されてくるのではなからうかという、そういう心配がある。そうなりますと、事業者は、これは役所も事業者の一つでありますし、民間もそういうような形で出てくるわけでありすけれども、対応に窮するのではないか、そういう心配があるわけですね。これについてはあらかじめ指針を示しておく必要があるのではなからうか、そういうときとしない対応がでなくなるのではなからうか、こういうふうには私は思うのですけれども、この法案ではどのようにこれが取り扱われているのか、明快に答弁をしていただきたいと思ひます。

○田中(健)政府委員 スコーピング手続の導入によりまして、先生今御指摘のございましたように、環境影響評価の項目等につきまして際限のない要求がなされるという懸念もあるわけでございますけれども、これに対応するため、法案におきましては、調査等の項目及び手法を選定するための指針を定めることとしております。

この指針では、各事業種の標準的な事業形態を想定をいたしまして、その場合に必要と考えられる標準的な項目、手法を示すとともに、どのような項目を追加し、または削除するか、また、どの項目を重点化するか、また簡略化するかなどといった選定の考え方を示すことを考えております。

さらに、項目や手法の選定に当たりまして事業者が対応に窮した場合には、事業者が主務大臣に対し技術的助言を求めることができるという条文も入れております。

○谷津委員 局長、そこでちょっと聞くだけけれども、この項目を決定するに当たっては、いわゆる環境影響評価方法書ですか、それをつくるに当たって、都道府県知事、市町村長、また住民等の意見を聞く。この住民というのは、関係住民じゃなくて、幅広く、日本じゅうと言っているのは、そういうけれども、そういう人たちの意見が聞ける。しかも専門家の意見が聞けるということに

なっておりますわけですが、そういうふうになりますと、今言われた指針を示しても、その指針以外に、そういう項目に入れてくれというふうな話が出てきた場合にはどういうふうに扱うのですか。

○田中(健)政府委員 私どもといたしましては、有益な環境情報を収集するということで、環境保全に関する意見を有する者の意見を徴するということでございまして、その範囲で有益な事項がございまして、事業者の判断でそれを選択するということもあろうかと思ひますが、基本的には私どもが作成をいたします指針でおおよそ尽きるのではないかと、こう思ひます。ケースによっては弾力的に考える場合が生じるかも知れません。そういうことであらうと思ひます。

○谷津委員 今局長は、事業者の判断でというふうに答弁になった。事業者は、できるだけそういうことはやりたくないということになってくるんじゃないですか。ですから、そこはもっと第三者的なところが判断しなければならぬ面もあるんじゃないでしょうか。その辺はどうでしょう。

○田中(健)政府委員 先ほど御答弁申し上げましたが、項目や手法の選定に当たりまして事業者が判断に迷う、あるいは対応に窮するという場合には、事業者が主務大臣に対して技術的助言を求めるという条文もございまして、こういうことで対応が行われるというふうに考えております。

○谷津委員 この点については十分に詰めておく必要があると思ひますので、忠告を申し上げておきます。

次に、早期段階からの環境配慮としては、事業の実施段階でのアセスメントを早期に行うことのほかに、具体的な事業が明らかになる前から、いわゆる計画の段階からアセスを行うという考え方がありまして、私もそういう考え方に立つものであります。いわゆる戦略的環境アセスメントと呼ばれるのですか、これはアメリカではそういうふうに行っているわけでありすけれども、この取り

組みについての考え方はありますか。

○田中(健)政府委員 環境基本法十九条でございすけれども、国は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定、実施するに当たっては、環境の保全について配慮することとされておりました。個別の事業計画や実施に枠組みを与えます政府の計画や政策につきましても環境保全上の配慮が必要である、こういうことは既に環境基本法十九条でうたわれておるところでございす。

今般の法案におきましては、我が国の過去の実績などを踏まえまして、港湾におきま土地利用等のマスタープランでございす港湾計画についてのアセスメントを盛り込んだところでございすけれども、私どもといたしましては、中央環境審議会からいただきました答申に従ひまして、この戦略アセスメントにつきましても、国際的な動向やあるいは我が国での現状を踏まえまして、政府の計画あるいは政策についてのアセスメントの手続等のあり方について、今後具体的に検討を進めていくということにいたしたいと思ひます。

○谷津委員 この法案は、環境影響評価手続の対象とする事業、これを大規模な事業に限定してあります。これでは十分な環境保全が図られるかどうかという疑問を投げかけている面がありまして、そういう指摘もあるわけでありすけれども、この点についてはどういうふうにお考えでしょうか。

○田中(健)政府委員 この法案では、規模が大きくて環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあり、かつ、国が実施し、あるいは許可等を行う事業を対象として選定することとしております。これは、中央環境審議会の答申におきまして、「国の立場からみて一定の水準が確保された環境影響評価を実施することにより環境保全上の配慮をする必要があり、かつ、そのような配慮を国として確保できる事業を対象とすることが適当」、こういうふうな答申が出されたのを受けたものでございす。

おります事業以外の事業につきましては、環境影響評価が必要と認められるときには、その地方公共団体におきまして、法の趣旨を尊重しまして、条例で環境影響評価制度を設け、対象とすることができるようになっておりますので、国と地方の適切な役割分担のもとに、国、地方の全体として整合のとれた制度を通じて適切な環境保全が図られるものと私どもは考えております。

○谷津委員 この件については、地方では条例でというお話がありました。こんなことを言うのと、皮肉めいた話を申し上げて申しわけないのだけれども、地方は条例はもうほとんどつくってしまつてやっているんです。実施を。国がおくれたのであつて、地方がこれから条例を設けるんじゃないで、既に地方には条例ができています。

そういう面で、いわゆる国の方のアセス法が、先ほど持来委員からも質問がありましたけれども、遅きに失しているということなので、今の局長の話は逆さなんだよね。その辺のところを十分に知つておいて対応していかなければいけないというふうには思ふのです。

そこで、ちょっと私、指摘をしておきたいことがあるのです。この事業規模の問題ですが、この事業規模というものは、これは第一種、第二種というふうに分かれてやっておるようでありすけれども、規模の限定、これはだれが決めてやるのでしょうか、一種、二種の。これはどこが判断するのですか。

○田中(健)政府委員 規模の問題でございすけれども、先ほど申し上げましたように、この法律では、大規模な事業で環境に著しい影響を与えるおそれがあるものというところ、国が直接やるか許可にかかわるものという事業でございまして、この選定につきましては、これから具体的には政令で定めるということになるわけでございます。

関係各省ともいろいろ調整をして決めてまいりたいと思ひますが、その基本は、現行の閣議決定の要綱がございすけれども、これらで定められております規模をベースに議論になつて、それ

をベースに考え方が定まっていなくてはならないというふうに考えております。

○谷津委員　そこで、局長、規模だけでこの環境影響評価をするというのはちょっと違う面がある。これは規模以外にも、環境に重要な影響を与えるものは、小さくてもある場合がある。こういうふうなものについてはどういうふうに考えておりますか。――答弁できないければ、後で調べてちゃんと答弁してくれればいい。

○田中(健)政府委員　私どもとしては、スクリーニングを行うときには、そのよりどころとするガイドライン等をつくらうと思っております。そうした過程で、今言ったことも含めまして考慮に入れます。検討したいと思っております。

○谷津委員　そこなのだよ、局長。私がさっき質問したのは、スクリーニングをやる、項目を決める。そうすると、規模の大小にかかわらず、重要性の問題、環境破壊あるいはそういうふうな懸念される重要な問題が、規模とは関係なくある場合がある。そういうことになってきた場合には、例えばタカがいるとか何か、必ずしも規模とは限らないでそういう問題が起ってきた場合に、環境の項目を決めるのに住民の意見を聞くということころが入っていますね。こういうのが意見として出されてきたならば、これは採用するのかしないのかと言ったら、事業者が決めるとおたくは答えました。そこに問題がありやしないかと私は思うから今念を押しているのであって、その辺のところはどういうふうになっているのだ。この法案の中にはないのだよ、それが。それはどうなっていますか。

○田中(健)政府委員　事業者は、住民等の意見あるいは地方公共団体、知事の意見等を踏まえて、それも参考にしながら調査項目等を決めていくということになっておりまして、私もどうもいたしましては、その過程で住民意見あるいは知事意見等も公表するということになるものでございますから、事業者の方でその辺につきましては十分配慮をされるというふうに考えております。

○谷津委員　私は、これ以上この点については申しませんけれども、これは規模とは関係なくその問題が出てくるということとはひとつ承知をしておく必要があるであろう。今局長の答弁を聞くこと、事業の規模によってこれを決めていくということでありまして、一方でそういう環境破壊の方のあれは事業の規模とは関係ない面もあるということことを認識の中に入れておかない、この問題でつまずきますよ。私は、その辺のところをはっきりと指摘をしておきたいと思うのです。

次に、今回の法制化に当たって、現行の閣議アセスから対象事業を拡大することになりました。これは先ほど答弁の中でありました。制度の対象とする事業の種類ですね、事業種は、法律に列挙されておりますけれども、詳細には今政令で定めるといふふうになっております。どのような事業種が対象に加わるのか、必ずしも明確でありませんね。明確でありません。今回新たに対象とする事業種は何なのか、明らかにしたいのだと思います。

○田中(健)政府委員　法律では対象事業として十二の事業種を掲げておるところでございますけれども、さらに詳細な事業種等につきましては本法の要件に従って政令で定めるところになっております。

政令の内容につきましては、今後関係省庁とも調整をして適切に定めてまいりたいと思っておりますけれども、現行の閣議アセスの対象事業種に加えて、まず発電所につきましては、これは法律に定めております。

このほか、予定をしておりますのは、道路というふうな法律で規定をしておりますが、その中で大規模林道を入れる、それから鉄道の中に在来線の鉄道も新たに対象事業として加えるということにして、対象事業を拡大していくということを現在考えております。

○谷津委員　法案では、必ずアセスメントを実施させる規模の第一種事業に加えて、その規模が第一種より下回る事業についても第二種事業と

いうことで枠を設けております。

第二種事業については、事業が行われる地域などの特性等に依りまして、アセスを実施させるかどうかは、関係の都道府県知事の意見を聞いて個別に判断する、いわゆるスクリーニングの手続が導入されております。これは一律の規模要件でアセスメントの有無を機械的に定めていた、いわゆる従来の閣議アセスの制度に比べて、地域の事情に応じた判断が行われることになった点で大きな前進があったということで、私は評価をしております。

一方、事業者については、アセスメントの義務を果たされることとなるか否かがあらかじめわからないために、法的には不安定な状況に置かれていて、そういう不安があるということで指摘をされているところがあります。

このような不安を解消するためには、スクリーニングの対象となる第二種事業について、どのような場合にアセスメントの義務が課せられることになるのか、ある程度明快な基準が示される必要があるのではないかと、この点については私は思うのですけれども、この点についての対応はどういうふうになっておりますか。

○田中(健)政府委員　第二種事業につきましてはスクリーニング手続の基準でございまして、そのほか、法案の四条九項に基づきまして、事業の種類それから規模、これが事業特性でございまして、それから事業の実施地域の環境の状況、地域特性でございまして、これを勘案して判定が適切に行われるように主務大臣が環境庁長官に協議して定めるといふこととされております。その際には、法案の四条十項に基づきまして、環境庁長官が公表いたします基本的事項を考慮すること、こういうことになっております。

この基本的事項を考慮して、主務大臣が環境庁長官と協議をしてその基準を定めるといふことになっておりまして、具体的には、事業の特性に関する事項は、個別の事業ごとに、特に環境に及ぼす影響が著しくなるおそれが高い内容を含むかどうか。

うか。

それから地域の特性に関しましては、自然環境の保全上重要な地域あるいは環境基準の未達成地域などの、環境保全上、特に注意を要する地域を含むかどうかなどが考えられるわけでございまして、これらを踏まえてスクリーニングの判定に的確に反映できるように基準をできる限り明確に定めるようにすることを考えております。

○谷津委員　次に、ちよつと具体的にみるかもしませんが、従来の閣議アセスでは、評価の対象が典型七公害や希少な動植物などに限定されておりました。また、評価の視点も、環境基準などの目標をクリアしているか否かという点に置かれていたというふうには私は思っておりますが、今回の法制化において、環境基本法の制定を受けてアセスメントの内容も充実していると聞いております。

しかしながら法案は、アセスメントの手続を規定することに重点が置かれておりまして、実際にアセスメントの内容がどのように変わるようになるのか必ずしもはつきりとしていない点があると思っております。

環境基本法に対して評価項目や評価の視点がどのように変わるのか、これが法案ではどのように取り扱われているのか、また、今後どのように取り組んでいくのか、この辺について、これだけははつきりと答えておいていただきたいと思います。

○田中(健)政府委員　環境基本法の制定とその規定によりまして、公害と自然という区分を超えた統一的な環境行政の枠組みが形成をされまして、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等が求められていることが明らかにされましたが、この法案では、これを踏まえまして、調査等の項目を見直して環境基本法の施策の枠組みに対応をいたしますとともに、環境への影響をできる限り回避し低減するものであるかどうかというところを評価する視点を取り込んでいくことといたしております。

これらの考え方は、法案におきましては、例えば第十一号第三項におきまして、環境基本法第十四号各号に掲げる事項の確保を旨として環境影響評価の項目等を選定することとしたしております。また、法案の第三号におきまして、環境への負荷をできる限り回避して低減する等の環境保全の配慮を適正に行うこと等を国、事業者等の責務として規定をいたしております。

このほかに、個別の環境影響評価その他の手続の実施に当たりまして、これらが適切に確保されるように環境庁長官が定めます基本的事項、これは第十三号でございまして、それから主務大臣が定めます指針、これは第十一号と第十二号でございまして、これらの考え方に即したことになるように、その基本的事項あるいは指針がそういうふうになるようにいたしますとともに、環境庁長官の意見の形成に際しまして、そういうことになるように適切に対処をまいりたいと思っております。

環境基本法第十四号各号の確保を旨として、事業の特性を踏まえて各指針により定められるというところでございまして、全般的には、例えば生物の多様性、あるいは地球環境問題、あるいは廃棄物の発生抑制、人と自然との触れ合い、アメニティー等のよりよい環境の状況の確保等がその評価項目になろうかと思っております。

○谷津委員 アセスメント法において、事業計画よりも環境に配慮したものとしていくためには代替案を検討する手法が有効とされておられて、アメリカではそういうふうな扱いをしておられるわけでありまして。

しかし、我が国におきましては、代替案という場合は、ともすれば道路をつけかえろとかとなるので、そうなることと、こつちで反対があるとかということがあって意味が違う方に取り違えらるる面がありまして、この代替案の導入というのはなかなか不安な面があるというふうに私も思うのですけれども、この法案ではこれをどのように位置づけているのでしょうか。その辺のところをお

聞かせたいと思います。

○田中(健)政府委員 諸外国におきましては、環境への影響をできる限り回避し低減するという視点から、複数の案を比較検討する手法が用いられております。これがいわゆる代替案の検討とされておるわけでございまして、この場合の代替案と申しますのは、立地の代替だけではなくて、建造物の構造、配置のあり方、環境保全設備あるいは工事の方法等を含みます幅広いものであるというふうに認識をいたしております。

中央環境審議会の答申におきましては、複数の案を比較検討する手法を我が国の状況に応じて導入していくことが適当であり、事業者が事業計画の検討を進める過程で行った建造物の構造、配置のあり方、環境保全設備、工事の方法等を含む幅広い環境保全対策の検討の経過を明らかにする枠組みとすることが適当と、こういうふうな提言をされておるところでございまして。

これを踏まえまして、本法案におきましては、環境保全のための措置を講ずることとするに至った検討の状況、これを環境影響評価準備書に記載をさせることにしております。いわゆる立地の代替については記載を義務づけることはいたしております。

〔委員長退席、小林(守)委員長代理着席〕

○谷津委員 わかりました。ところで、この代替は、いずれにしても、事業計画が変更になった場合に、この法案では、変更した分は改めてアセスにかけなきゃならぬというところになっておるのですが、その変更そのもののについて、いろいろな環境関係を見ますと、大きな影響を全体に与える変更になる場合が多いのじゃないかという感じを持つので、ですから、その場合は、変更された部分だけをアセスにかけるとはならず、もともとやり直す必要があるのではないかと、このように私は思うのですけれども、その辺のところはどういうふうにお考えですか。

○田中(健)政府委員 事業者の負担等も考えま

て、計画の変更の場合には、必要な範囲でさらに手順を踏んで手続をするというところに戻るようにしてありますが、その変更が非常に大きな変更である場合には、もともとやり直す、こういう仕組みになっておるところでございまして。

○谷津委員 この辺のところも多少問題があるのではなからうかというふうに思いますので、それも指摘をしておきたいと思っております。

次に、住民や地方公共団体の意見を求める点でありますけれども、アセスメントの制度は、手続の過程で一般の人々の意見の提出の機会を設けております。これは非常によいことであらうと思っております。これを事業者が検討に供しまして、地域の実情に即しまして十分な環境配慮を確保をしていくという点に大きな特徴が今回の法案にはあります。ですから、この法案では、従来の制度と比較しても、意見の提出の機会をふやしたり、意見提出者の範囲を限定しないなど、住民関与の充実が図られておられて、私は非常にこの点について評価をしております。

これについては、時代に即した制度の充実として、先ほどから申し上げておるのとおり、基本的に私は評価をしております。一方、一方では、事業者を中心として、事業の進捗にさまざまな影響を与えるのではないかと、このようにも思っております。こうした懸念は、往々にしてアセスメント制度における住民関与の位置づけが誤解されがちである現状が日本にはあるというふうに思っておりますので、この誤解に起因するものがあつて、アセスメント制度において住民等の意見を聞くのいろいろなやり方等ありますが、書類で出すんだというふうな答弁も先ほどありましたけれども、こういうものについての意義づけといたしまして、そういうものとはどういうふうになつて

いるのでしょうか。

○田中(健)政府委員 環境影響評価制度におきましては、事業につきまして、環境保全上の適正な配慮を確保するために、一般の意見あるいは地方公共団体の意見を通じて環境情報を収集をい

たしまして、これを事業内容に適切に反映させることを期待するものでございまして。

したがって、環境影響評価制度におきまして一般の意見の聴取手続は、有益な環境情報を提供していただくというところで、環境保全の見地からの意見の提出を期待するものでございまして、事業そのものの可否についての意見を求めるものではない、こういうことでございまして。

法案もそういうふうになっておまして、ただいまお話のございましたように、文書で提出をさせていただく、また、提出の期限も限っております。そういうことで、住民意見について誤解のないように、私どもとしては、この法が成立をいたしたいというふうに思っております。

○谷津委員 閣議アセスでは意見の提出者を、関係住民というふうに限っております。この法案では、地域的に限定を行わないこととして、先ほど私はこれはいいことだということでは評価しているわけでありまして、これについてはさまざまな不安があるというところ、地域限定を行わなかった理由はどこにあるんでしょうか。

○田中(健)政府委員 一般意見の聴取は、先ほど申し上げましたように、有益な環境情報を提供いただく、環境保全の見地からの意見の提出を期待するものでございまして。有益な環境情報と申しますのは、その地域の住民に限らず、環境保全に関する調査研究を行っている専門家やあるいは学識経験者、それからその地域に勤務する方々、あるいはまた自然保護等の環境の保全に関心を持つ人々等によって広範に保有されていると思われることから、意見を述べることができる者の範囲をそういう意味で限定をしないということにしたものでございまして。

なお、中央環境審議会の答申におきましても、意見提出者の範囲は限定しないことが適当というふうに指摘をされておるところでございまして。

○谷津委員 別な視点からちよっとお聞きをいたします。

地方の公共団体が意見を述べる段階で、これは都道府県知事あるいは市町村長であります。意見を聞くことなんでしょうが、その段階で私は一つ懸念を持っているものがあるのです。実は、市町村長というのは選挙で選ばれる人たちです。そうやってまいりますと、このアセスについての意見を述べる前に住民投票にかけるという手もあるかもしれない。というのは、巻発電所の問題等があるわけですが、こういうふうな問題が起こってくるということは十分に考えられるというふうに思うのです。しかし、このことは法的には何ら根拠がないことは私も十分にわかっております。

しかしながら、こういうふうな投票でもしノーというふうな形が出てくると、これは意見を述べるだけではないかと思うのですが、このことはこの制度の趣旨にはなじまないというふうに思っております。ですから、この点についてはどのように環境庁は考えておりますか。

○田中(健)政府委員 先ほどから申し上げておりますように、環境情報の収集を通じて事業の環境保全上の適正な配慮を確保することを目的とするものでございまして、決して事業の可否自体を問うものではないと存じます。また、本法案で聴取をされました意見につきましては、それが有益な環境情報であるかどうかという観点から事業者がその採否を判断するものでございまして、この環境情報に関する情報というものは、私どももいたしまして、多数決になじむものではないというふうに考えておる次第でございまして、

したがって、そうした事業の可否にかかわる意見が述べられたといたしまして、事業者はこの意見を受け入れる義務は少なくともこの法律上発生するものではございません。そういうことでございまして、

○谷津委員 通産省来ておりますか。電事法との関連についてちょっと聞きたいと思うのですが、今申し上げましたとおり、巻発電所、いわゆる住

民投票というのが行われました。

この環境影響評価の結果を認可要件とするというところに今度なっております。しかも、環境影響評価書に従っているものであることを工事計画の認可要件とするということなんです。しかも、この環境影響評価書というのができること、またこれは知事、市町村長、住民の意見を聞くことになるのです。

そういうふうになりますと、今私が質問しましたこの件について、町村長は自分の意見を述べる前に、例えば原子力発電所、こういうふうなものが出てきたときに、巻発電所のときのことではないですけれども、これを住民投票にかけるということとは十分あり得ると思うのです。そういうふうなときになりますと、この住民投票というのは、賛成というのとはなかなか出しにくいものでありまして、これは反対と出てくるのが通例ではないかという感じが私には持っているのです。そうなるまいかと、私は、いわゆるエネルギーの政策にも大きな影響を与えてくるのではなからうかなという感じがしております。ですから、この点については、通産省は今度のこのアセス法との関連においてどのように考えておりますか。

○真木説明員 お答えいたします。発電所の立地には、地元の理解と協力を得るということが不可欠でございまして、このために、環境保全に万全を期するというによりまして、電源立地の円滑化を図るの観点から、発電所につきまして、過去二十年間、通産省の審議決定によりまして、環境アセスメントを実施してきているところでございまして、これによりまして、適正な環境保全を図りますとともに、環境アセスメントの制度が事業者、自治体、住民等の関係者に定着をしていくというふうなことを考えております。

ただいま御質問のございました巻発電所につきましては、工事計画の認可要件に評価書を入れておりますし、また地方自治体の意見を聞くという手続も環境影響評価法と同様に入っております。巻

電所のアセスメントではこれまでも市町村長の意見を聞いておるわけでございましてけれども、ただいま御指摘のございました巻の問題は、環境問題というよりは、町有地の売却問題、あるいは原子力の安全問題ということが争点になりまして住民投票が行われたわけでございまして、

環境問題について限りますと、ただいま環境庁の方からも御答弁ございましたように、環境問題は、科学的な判断に基づいて、いただいた意見を判断し、合理的なものを環境アセスメントに採用していくということでございますので、住民投票のようないくことは起こりくいのではないかと、このように考えてはおりますけれども、ただいま御指摘のありましたような懸念もございまして、制度の適正な運用によりまして、適切な制度として、電源立地の円滑化を妨げることのないよう、なおかつ環境保全に万全を期することができるよう制度としてまいりたいというふうに考えております。

○谷津委員 今お話を承って、一つ、これはむしろ環境庁、局長に聞きたいのですけれども、例えば「もんじゅ」の問題、あるいは今度の動燃の東海の問題、こういうふうな問題を聞きますと、当然原子力発電所の関連あるいは原子力の関係、こういうものは環境との影響というものが深くかわり合っていることは間違いない事実だということに思うのです。

そういうふうになってまいりますと、これは今の通産省のお話では、環境と立地の反対の理由は違ふんだというお話がありましたけれども、これを区別して住民が判断することはまずできないというふうに思うのです。ですから、そういうことを考えたときに、この問題については私はかなりの懸念を持つように最近またなってきたわけなんですけれども、その辺のところについては局長、どういうふうに考えていますか。

○田中(健)政府委員 先生おっしゃるような御懸念もございまして、私もおっしゃるような御懸念もございまして、私どももいたしましては、制度的には先般から御答弁を申し上げているとお

りでございまして、制度の趣旨の徹底につきましては、今後ともいろいろと努力をしていきたい、こういうふうに思っております。

○谷津委員 次に移ります。

法案の二十条では、都道府県知事が意見を提出する期間を政令で定めるというふうに記されております。この期間の問題なんですが、事業種によつては、余り長いものとなってまいりますと手続の進行に支障が生ずることがあるのではないかと、思うのです。

そこで、都道府県知事の意見の提出の期間というものが政令で定めることにはなっておりますけれども、これは考え方があってはなからうかと思うのです。そんなに長くてもいいというところはないと思うのです。ですから、その辺のところをどういうふうな考えでおられるか、お聞かせをいただきたいと思います。

○田中(健)政府委員 今お話ししましたように知事意見の提出期間は政令で定めるということでございまして、知事は、この期間内に関係市町村長の意見を聴取をいたしまして、そうするとともに、一般意見の概要と事業者の見解を検討をいたしまして地域の環境保全の責任者としての意見を述べる必要があるというふうに考えております。

したがって、現行の閣議アセスにおきましては準備書についての知事意見の提出期間は三カ月とされておりますけれども、こうした実績や、あるいは地方制度におきまして審査の実態等も勘案をいたしまして、必要な期間を適切に定めていきたいというふうに思っております。

○谷津委員 これは必要な期間は適切にやるなんというところでありますけれども、閣議アセスでは三カ月ということですが、これを延ばすことはなかなか至難のわざになってくるんじゃないですか。そうすると、三カ月という解釈でよろしいのでしょうか。

○田中(健)政府委員 今申し上げましたように、この期間内に関係市町村長の意見を聞く、あるい

は一般からの意見の概要、あるいは事業者の見解を検討して知事意見をまとめるということでもございます。現行は三カ月でございまして、これより各県と相談をしてみたいと思いますが、それよりも若干長い期間が設定されるのか、こういうふうに思っております。

○谷津委員 この期間の問題につきましては、事業の内容によって多少時間が違うんじゃないかなという感じは持っていますが、項目を決めるのは住民の意見等も聞いて決めるわけですから、そういう項目がうんと出てくる場合もある。そういう場合には当然期間がかかるということでも、項目によっては期間を短くすることもできれば、長くすることもあるから、これはある程度の弾力性を持ってやらなきゃならないことはわかるのです。

しかし、事業の種類によって期間を決めるという事は考えておりませんか。
○田中(健)政府委員 なかなか細分するのは難しいということで、私どもとしては期間は統一的に定めた、こういうふうに思っております。

○谷津委員 わかりました。

次に、現行制度、いわゆる閣議アセスでは、アセスメントの実施主体は事業者となっております。本法案においてもその考え方は踏襲しております。この点については、事業者がみずからの事業を自己採点するようなもので、ちよつと信頼性に欠けるんじゃないかなという感じは私は持っておりますし、またそういう指摘もありますね。

しかしながら、EU諸国などにおいてもアセスメントの主体は事業者とされております。環境基本法においてもアセスメントは事業者が実施することとされております。事業者が実施主体となることは定着しているんだというふうに考えております。

そこで、事業者がアセスメントの主体となることの合理性はどこにあるのでしょうか。この問題についてはちよつと確認をしておきたいというふうに思うのですが、これは明らかにしていただき

たいと思います。

○田中(健)政府委員 事業者が環境影響評価をみずから実施することとしたのは、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行うとする者は、事業の実施に伴う環境への影響についてみずからの責任と負担で配慮することが適当ではないか、こういう考え方によるものでござい

ます。また、事業者が事業計画の作成段階で調査、予測、評価を一体といたしましてみずから環境影響評価を行うことによりまして、その結果をみずからの事業計画、あるいは環境保全対策の検討、それから事業の施工・供用時の環境配慮に反映できる、こういうことにもなるわけであつて、こういうことで事業者がアセスメントを行うことが合理的ではないかと思っております。

こうした理由によりまして、先ほどお話がございましたように、閣議決定要綱、あるいは通産省の省議決定に基づく制度など、従来から実施主体は事業者とされてきたところでございまして、その実績も積み重ねられております。

それから、先生から今お話がございましたが、環境基本法二十条でも、事業者がその事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響についてみずから適正に調査、予測、評価を行う、こういうふうに規定されております。環境基本法でも環境影響評価の実施主体とされておるところでござい

ます。それから、これもお話ございましたが、主要諸国におきましても、アメリカを除きまして原則として事業者が環境影響評価の作成を行うことにされております。

こうしたことを踏まえまして、中央環境審議会におきましても、事業者が環境影響評価の実施主体になることが適当であるという答申をいただいております。私どもにおきまして、この法律案において、これを受けまして、従前同様に環境影響評価の実施主体は事業者というふうにしたわけでございます。

○谷津委員 この信頼性の問題なんですけれども、アセスメントの信頼性を高めるためには、事業者や事業にかかわる許認可権を持つている者、事業の実施に深くかかわっている者がチェックをするんだということになっておりますね。

この点については、私は、もつと第三者機関がチェックすべきではないかという考え方を従来から持っておつたのです。この件についてはオランダとかイタリヤあたりはそういうふうになっているのですが、この法案には事業者自体、国でやる場合は主務官庁、いずれにしても事業者がやることになっている。この点はちよつと信頼性に欠けるんじゃないかというふうな感じは私は持っております。きのうの本会議でもそういう質問がありまして、たけれども、その辺はどういうふうに考えておりますか。

○田中(健)政府委員 環境影響評価制度の信頼性を高めるためには、許認可等を行う主務大臣による審査に加えて、第三者が、審査のプロセスに意見の提出を通じて参画することが必要だと考えております。

このために、中央環境審議会の答申にもございまして、地域、地域の環境の保全を図る立場から都道府県知事が意見を述べることとしております。またともに、環境保全行政を総合的に推進する立場から、私どもの環境庁長官が必要に応じて意見を述べるということが適当でございまして、そのような仕組みを本法案に盛り込んでおるところでござい

ます。これは中央環境審議会の答申に従つてそういう法案にいたしております。私ども環境庁といたしましては、主務大臣等に對しまして適正な意見を必要に応じて述べることによりまして、事業の環境保全への配慮が適正になされるようにいたしますとともに、環境影響評価の信頼性の確保に努めていきたいというふうに考えております。

○谷津委員 ちよつと長官にお聞きしますが、今の答弁を聞いておりますと、とにかく、主務官庁といいましようか、事業者がこれを取りまとめる

という段階において、環境庁長官の意見がそこで言えるということになっているのですけれども、決定者はやはり主務官庁なんですよ。そういうことですね。

そうすると、環境庁長官の意見がそこで出されても、それを取り上げられないような場合もあり得るのではなからうかなという心配を私はしているのです。いわゆる第三者機関が審査をするのではないですから、まさにその第三者機関の役目を持つのが環境庁ではなからうかというふうに私は思ふのです。

ですから、そういうことを考えると、環境庁長官の意見を聞くこの段階は、私は非常に大事な段階だろつというふうに考えているのですが、この件について、長官としての考え方を聞かせたいと思ひます。

○石井国務大臣 このたびの環境アセスメント法制度、これは大変重大な意味があるというふうに思っております。今までの閣議アセスの中では意見を求められれば意見を申し上げるというような程度の扱いでございましたが、今度はきちんと環境庁長官が責任を持ってこれに当たらなければなりません。ですから、それぞれ手続を経まして、住民の方、自治体の意見なども何う中で、そのような手続、過程を経まして、適切な判断を環境庁長官がした上で、それは実態に合った意見、そして対策をしつかりと講じていかなければならない、そういう責任があるというふうに思っております。

○谷津委員 ちよつと局長にお聞きしますが、その段階で環境庁長官の意見によって環境影響評価書の補正が行われる可能性がありますね。その場合は、補正をされた分について、必要なものがあるとするばもう一度改めてアセスにかけるのですか。それはどうなつてゐるのでしょうか。

○田中(健)政府委員 評価書につきまして、私どもの長官が主務大臣に意見を言つて、主務大臣から事業者さらに意見が届きまして、そこで私どもとしては、私どもの意見は重視をされて尊重さ

れるというふうに考えておりますから、それ以後、さらにその中身について精査するという手続は、この法律ではいたしておりません。

私どももいたしましては、私どもの意見が十分に尊重されるというふうに考えまして、この制度を仕組んでおります。

○谷津委員 局長、それは問題だと思ふのですね。環境庁の長官が、いわゆる環境庁としての意見を言ったときにそれが取り上げられて補正が行われる、しかしそれが補正されたにしても改めてアセスはやらなければならないことならば、これは聞かれないのと同じです。これはどういうふうに考えますか。

○田中(健)政府委員 失礼しました。私どもの長官の意見の中で非常に重大な指摘をしたという中身によりましては、さらに調査をしてもらうというところにもなるかと思ひます。

○谷津委員 次に、予測には不確実性が伴うものでありますね。アセスメントが終了して事業が実施された後もフォローアップを行う必要があるのではなからうかというふうに思ひます。また、これはやらなければならないと思ふのです。その結果に応じて対策を講ずることは、必要となる場合もあります。法案では事後のフォローアップについてはどのように位置づけられておりますのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○田中(健)政府委員 新規あるいは未検証の技術や手法を用いるような場合等が出てくるわけですが、そういう場合には予測の不確実性が伴うということになります。

そうしたことにかんがみまして、影響の重大性や不確実性の程度に応じて、その影響ないしは効果を評価後に把握をいたしまして、その結果によりまして適切な対策を講じること、これがいわゆる事後のフォローアップでございまして、それを実施することが非常に重要でございします。そうしたことで、法案におきましては、事後のフォローアップの措置を準備書と評価書に記載をさせることといたしております。

具体的には、準備書等に、環境の保全のための措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合には、当該環境の状況の把握のための措置を記載する、こういうふうな定めております。

さらに、法の三十八条におきまして、事業者は、評価書に記載されているところにより、環境の保全についての適切な配慮をして事業を実施することといたしてあります。こうしたことでその確保が図られるような措置をいたしているところでございます。

○谷津委員 ちょっと地方公共団体との関係についてお聞きしたいのですが、先ほども答弁は少しあったわけでありまして、今度の法制化によつて地方制度の後退を招くのではないかとこの懸念されている面があります。

実は現行法、いわゆる閣議アセスによつては両方で実施することになっていまして、ところが、この法案によりまして、いわゆる地方自治体のアセスについては、重複する場合は国の制度のみを適用するのだというふうになっていましてあります。

そういうことになりましたと、地方の意見、いわゆる市町村あるいは住民の意見が非常に取り上げにくくなるのではないかと、東京などでもそういう懸念を示しているわけでありまして、この点についてはどうしてお考えでありますか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○田中(健)政府委員 既に地方公共団体で広範に環境影響評価に関する施策が実施されている、こういう実態にかんがみまして、法案では、国と地方の適切な役割分担を図るといふ観点からも、規模が大きくて環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあり、かつ国が関与する事業に対象を限定しております、それ以外の事業につきましては環境影響評価を行うかどうかにつきましては、これは地方公共団体の判断にゆだねていまして、法律ではそういうふうな構成をいたしております。また、本法の対象となる事業につきましては、

国の手続と地方の手続の重複を避けるために、法律の制度による手続を適用するということにはいたしております。本法の対象となる事業につきましても、手続の各段階できめ細かく地方公共団体の意見が反映される仕組みをとつておりまして、また地方公共団体の意見形成の過程におきまして審査会の意見を聴取したりあるいは公聴会を開催するなど、この法律の規定に反しない限りにおきまして地方公共団体におきまして手続を設けることが可能となっております。こうしたことで地域の実情に応じた環境影響評価が行われる仕組みとなっておりますと考えております。

また、本法が定める手続の内容面におきましては、スクリーニングやあるいはスコーピングの手続あるいは事後のフォローアップの措置等を導入しております、現行制度と比較をいたしまして飛躍的に充実をいたしてございまして、既存の地方公共団体の制度と比較しても充実した内容となっておりますわけでございます。

また、多くの地方公共団体の制度では、現行の閣議アセスの対象となる事業や国の直轄事業について、対象から除外をしているケースがかなりございします。こうしたことで、本法の制定によりまして現行の地方公共団体の環境影響評価の取り組みが後退するという懸念はないものと私どもは考えております。

○谷津委員 その地方公共団体の関係について、アセス逃れ、このことについてちょっと聞いておきたいと思ひます。

要するに第一種事業、第二種事業、第一種事業では、これはもう必ずアセスをしなければならぬ。ところが、第二種事業については、これは知事の意見を聞いてどうするかを決めていくというところなんです、そういう中で、規模を縮小してアセス逃れをする可能性もある。そのカバーは地方の条例とか何かでやれるというふうには思ひますけれども、これは起こってくる可能性は十分あると思うのですが、この辺についての対策というのは打つてあるのでしょうか。

○田中(健)政府委員 私どもは、先ほど申し上げましたように、国の立場から見てもアセスメントを必要とする事業ということで、先ほど先生からお話があったが、一応そのスケール等を対象とする事業の一つの判断基準にいたしたいと思つておりますので、どこかで線を引きますと必ずそういう問題が出てくるかとも思ひます。

そうしたことで、一つは、第一種事業と第二種事業を分けたということもそういうことの対応にならうかと思ひますが、さらに、第二種事業の規模を縮小して事業をやるといふケースが出てまいりかねたか、それに対応するのはいかんと思ひたいのではないかと、こういうふうな思つております。

○谷津委員 いや、そこで前の質問に戻りますけれども、要するに、規模だけではこれはアセスの対象にはなり得ないものがある。規模は小さくても、例えば生態系に大きな影響を与えるようなものもあるはずですから、そういうところで考えると、生態系等を考えると、これはまさにアセス逃れがいっぱい出てくる可能性がある。その辺のところをどうするんだと前にも聞いたんだけれども、今答弁を聞くと、どうも自信がないような答弁なんだけれども、その辺はどうなんですか。

○田中(健)政府委員 先生が今御指摘になりました点も、私どもいろいろ考慮いたしまして、それに対応するというところから、第二種事業のスクリーニングの制度を入れておるわけでございまして、私どもとしてはかなりの対応をしております。

○谷津委員 確かにその辺は知事の方の判断によつて第二種事業についてのスクリーニングはかけられることになっていまして、この辺のところはひとつしっかりとその辺を踏まえておいて、きちんとしておかないと、やはり逃げ出す者がいますから、その辺はぜひお願いします。これがまた問題になるわけですから、よろしく願ひいたします。

ところで、法案では、対象事業については地方

公共団体が条例で一連の手続を定めることはできないというふうになっておりますけれども、その理由はなんですか。

○田中(健)政府委員 同一の事業につきまして、国の制度と地方の制度が二重に適用されるということは、事業者が必要以上の負担を課しますし、また国民が適切に手続に参加することが困難になってくるおそれもあるのではないかと、この二重に課するということは適切とは考えておりません。

したがって、手続の重複を避けるべきという考えに立つておられるわけですが、そのような趣旨は、中央環境審議会の答申でも指摘をされておるところでございます。

○谷津委員 そこで、スクリーニングの結果、法律によるアセスメントを行う必要がないとされた事業について、地方公共団体の制度でアセスメントをやっているんじゃないかというふうに私は思うのですけれども、それはできるんでしょうか。

○田中(健)政府委員 これは法案の第六十条の第一号でございますが、第二種事業及び対象事業以外の事業に係る環境影響評価その他の手続に関する事業は、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではないという旨の規定を整備をいたしております。御指摘の事業につきましては、条例によりまして環境影響評価手続を課することが可能でございます。

○谷津委員 そうしますと、各都道府県あるいは市等においては、既に条例を持っているところがあります。持っているところが多いと思いませんか。都道府県なんかは、そうしますと、その条例と今度のアセスメントの関連において、パッティングするところもあるのではないかなと思うのですが、そういう場合には自治体に対して条例改正をお願いするのですか。

○田中(健)政府委員 それは今後の自治体の判断になるかと思いますが、私どもとしては、調整をとっていただきたいというふうに考えております。

○谷津委員 ですから、これからそれをつくることのできるというお答えだったのですけれども、既に大半のところは持っているんですよ。国が持つてなかったんですよ。大体地方はみんな条例によってやってきたんで、ですから、その辺のところは、事前にこの法案をつくるときに、そういう自治体との関連において協議をしたことがあるのですか、なかったのですか。

○田中(健)政府委員 地方自治団体、アセス制度をやっておりますのは五十一団体でございますが、その中で、条例を持っておりましては六団体でございます。あとは皆要綱でやっております。

そういうことで、条例との調整が必要なのは六団体でございますが、私どももこの法案の作成過程で自治体の方々と何度かその辺の意見交換はいたしました。

○谷津委員 そうしますと、意見交換をした結果、改正しなきゃならない面もあるし、仮に条例であれ要綱であれ、そういうふうなものを持っていくわけでありまして、この整合性をきちっと図っておかないといけませんね。これは大事なことです。ですから、この法案が成立すると同時に二年間、施行まで期間があるわけですから、その間にはちゃんとやっていかなきゃならないというふうに思うのです。

そこで、一点だけちょっと聞いておきたいのは、この法案は施行が二年後ですね。その間は今の閣議アセスでやっていくのですか。その辺はどうなりますか。

○田中(健)政府委員 施行までは現行の閣議アセスでやっていくということになります。

○谷津委員 そうすると駆け込みがかなり来るぞ。ですから、この二年の間に、どっちがいいかという、今の閣議アセスの方がまだ、緩やかと言っているんですが、そういう感じがする。

確かにこの法律は、先ほどからおっしゃってありますように、閣議アセスよりも数段私は高い評価をしているのですよ。そうすると、この二年の

間にかなり駆け込んでくると思うのですけれども、そういうときの対応はどうするのですか。これは環境庁、非常に難しい問題になるのですか。なぜかという、先ほど長官もおっしゃっていましたが、閣議アセスの場合は、意見を求められなければ意見が述べられないんだ。そこに大きな違いがあるんで、その辺のところはどういうふうに整合性を図っていくのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○田中(健)政府委員 新たに制度をつくるというときにはこういう問題が生ずるわけでございます。先生がおっしゃるような問題が生ずるわけでございます。私どももいたしましては、閣議アセスで行っている手続がこの新たな制度の手続に乗っかるように、この法律で経過措置として措置をいたしまして、スムーズに新制度に移行できるように配慮をいたしております。

そういうことで、旧制度と新制度の移行がスムーズにいくように配慮をいたしておるつもりでございます。

○谷津委員 その辺のところはしっかりと踏まえて目を光らせておいていただきたい。この間は、どうも環境庁はなかなか意見を述べられないんだよね。閣議アセスにおいては要請がない限り環境庁長官は意見を述べられないんだから、その辺のところはしっかりと踏まえて対応していただきたいというふうに思うのです。

ところで、アセスメントが適切に行われるためには、アセスメントに関する技術あるいは環境の現況に関する情報、あるいは収集して整理、こういうものについて、いわゆるアセスに関する人々に提供されなければならないというふうに私は思うのです。いわゆる情報の公開です。このようなことについてはどのように取り組んでいるのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○田中(健)政府委員 アセスメントが円滑かつ適切に行われるためには、調査等の技術的手法に関する情報あるいは環境の現況に関する情報等が体系的に整備をされまして、かつ、関係者が容易に

当該情報入手することを可能とするための基盤を整備することが非常に重要だというふうに認識をしております。先生のおっしゃる通りでございます。このことは、中央環境審議会答申においても指摘をされております。

私どももいたしましては、今後は、過去のアセスメント事例や、あるいは民間等も含めた幅広い主体が所有をいたしております技術的な情報、さらには地域の環境の現況に関する情報が広く活用されるような必要な取り組みを推進してまいりたい、というふうに思っております。

ちなみに申し上げますと、環境庁におきましては、今年度から環境影響評価情報支援ネットワーク事業というのを開始いたしまして、過去の環境影響評価の事例や、あるいは調査等の技術的手法に関する情報に加えて、地域環境の現況に関する調査結果等の情報をインターネットを通じて提供することによってこれから着手をいたすところでございます。そういうことを考えております。

○谷津委員 時間が余りありませんので、二、三聞いておきたいのは、実は、大きな災害あるいは緊急な事業、こういうふうな、行ふ必要がある場合が有ります。事実そういうことはある。例えば神戸にもあったし、あるいは大水害に遭った場合もあるでしょう。あるいは大きな事故が起きたら、そこにまたいろいろな対策を打たなければならぬと思ひます。こういう災害があった場合においては、アセスは行ふ必要があるのでしょうか、その復旧について、この辺はどういうふうになっておりますか。

○田中(健)政府委員 災害対策基本法に規定をいたしております災害復旧事業など、災害から通常の日常生活に復帰するために緊急に行う必要がある事業につきましては、その性格上、本法案の環境影響評価その他の手続の実施を義務づけることは適当ではないと考えるところでございまして、法の五十二条第二項の規定によりまして本法案の手続の適用除外をいたしまして、こうした災害復旧の事業に支障がないように配慮をいたしている

ところでございます。

○谷津委員 先ほど長官にもお聞きしたのでありますけれども、この法案は、最終的な審査の場面では、主務大臣が最終的にはその前面に出て取り仕切るといふような仕組みになっております。

環境庁長官は評価書について主務大臣等に意見を述べることができ、この件について、長官の意見というのが非常に大事ですというふうに出し上げたのでありますけれども、この仕組みでは適正なアセスメントが期待できるのかという、そういう懸念の声が随分聞かれるのです。

そこで、これについて、局長の答弁で結構ですから、環境庁としてどのように考えておられるのか、その辺のところ、はっきりと聞かせておいていただきたいと思います。

○田中(健)政府委員 評価書につきましては審査を主務大臣が行いまして、環境庁長官意見は主務大臣等に述べる、こういったしたのは、事業の特性を熟知しております主務大臣等が免許等を通じて環境影響評価の結果を反映させていく仕組みの方が実効を上げることができるとは思いますが、こういう判断によるものでございます。

環境庁長官の意見は、政府において環境行政を総合的に推進する責任を持ち、それから関係行政機関の環境の保全に関する事務の総合調整を所掌する立場から述べる意見でございます。免許等を行う大臣におきましては、当然重みを持って受けとめられ、これにより適正なアセスメントの実効が担保できるというふうにご考えておる次第でございます。

○小林(守)委員 長代理退席、委員長着席。○谷津委員 多少時間がまだあるのですけれども、最後に長官にお聞きしておきたいと思っております。

環境アセスメントの制度は広範な事業種を対象にしまして、多くの事業官庁がそれぞれの立場でかわり合いを持っております。そのために、適切なアセスメントの実施を確保するためには、政府における環境行政の総合的な推進、この任に

当たる環境庁長官の役割は、ずつと重みを増してきたというふうには私は考えているのです。

そこで、環境アセスメント制度に取り組む環境庁長官の決意を最後に聞いて、終わらせていただきます。

○石井(國務)大臣 きょうは、環境問題に對しまして大変長い間御熱心に取り組んでこられました谷津議員からの大変細部にわたります適切な御意見、また御指摘もいただいてまいりまして、大変有意義であつたというふうに思っております。

この環境アセスメント制度につきましては、環境の保全上、どうしてもその支障を未然に防止するという点で、総合的な環境の保全を図る上で大変重要な施策でありますので、その的確な運用を図っていく、そしてその推進を図っていくことが大変重要であるというふうに思っています。

特にこの法案におきましては、先ほど御指摘がありましたように、環境庁長官は環境行政を総合的に推進するということを任務とする国の機関の長である、責任者であるという点では、環境影響評価の項目等の選定とか、あるいは環境影響評価の実施などに対しまして基本的な事項を定めるとともに、また事業者が取りまとめた環境影響評価の結果についても、主務大臣に対して意見を述べるといふ大変重要な役割を担うことになっていくところでございます。

このような立場でありますので、また、このような重要な役割を果たす環境庁でございますから、今後も実効ある環境影響評価が行われ、そして対象事業に係る環境の保全について適正な配慮がされることを確保されますように、そしてその役割を適切に果たされるようにということで、関係者におきまして新しい制度が適切に理解をされ、そして運用されるように、積極的に責任を持って働きかけてまいりたいと思っております。

○谷津委員 ひとつしつかりとその点の頑張りをお願い申し上げます。

ことしは、先ほど持永委員からも話がありまして、たとおり、十二月には京都においてCOP3があ

る。また六月には国連総会、いわゆる環境総会が行われるということで、非常に大事な節目の年にもなっているわけでありまして、また、人口と環境、あるいは食糧と環境、そういうふうな面で、環境問題というのは、あらゆる部門において非常に大きく取り上げられ、またクロージングアップをされているときであります。ますます環境庁の役割というのはいよいよ大事さを増してくるときでございます。そういうときにこのアセス法が提案をされ、一日も早い成立を私は望むものであります。以上で終わります。どうもありがとうございます。

○佐藤(委員)長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時三十九分散会

環境影響評価法案 環境影響評価法

目次

- 第一章 総則(第一条—第三条)
- 第二章 準備書の作成前の手続
- 第一節 第二種事業に係る判定(第四条)
- 第二節 方法書の作成等(第五条—第十条)
- 第三節 環境影響評価の実施等(第十一条—第十三条)
- 第三章 準備書(第十四条—第二十條)
- 第四章 評価書
- 第一節 評価書の作成等(第二十一条—第二十四條)
- 第二節 評価書の補正等(第二十五条—第二十七條)
- 第五章 対象事業の内容の修正等(第二十八條—第三十條)
- 第六章 評価書の公告及び縦覧後の手続(第三十一条—第三十八條)
- 第七章 環境影響評価その他の手続の特例等
- 第一節 都市計画に定められる対象事業等に関する特例(第三十九条—第四十六條)

条

第二節 港湾計画に係る環境影響評価その他の手続(第四十七條—第四十八條)

第八章 雑則(第四十九條—第六十一條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う事業者がその事業の実施に当たりあらかじめ環境影響評価を行うことが環境の保全上極めて重要であることにかんがみ、環境影響評価について国等の責務を明らかにするとともに、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続その他所要の事項を定め、その手続等によって行われた環境影響評価の結果をその事業に係る環境の保全のための措置その他のその事業の内容に関する決定に反映させるための措置をとること等により、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「環境影響評価」とは、事業(特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更(これと併せて行うしゅんせつを含む)並びに工作物の新設及び増設をいう。以下同じ。)の実施が環境に及ぼす影響(当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動が当該事業の目的に含まれる場合には、これらの活動に伴って生ずる影響を含む。以下単に「環境影響」という。)について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいう。

2 この法律において「第一種事業」とは、次に掲げる要件を満たしている事業であつて、規模（形状が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される事業の規模をいう。次項において同じ。）が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

チ 土地地区画整理法（昭和二十九年法律第九号）第二条第一項に規定する土地地区画整理事業

ハ 特別の法律により設立された法人（国が出資しているものに限る。）がその業務として行う事業（イ及びロに掲げるものを除く。）

事業の実施前における環境影響評価の重要性を深く認識して、この法律の規定による環境影響評価その他の手続が適切かつ円滑に行われ、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減することその他の環境の保全についての配慮が適正になされるようにそれぞれの立場で努めなければならない。

イ 高速自動車国道、一般国道その他の道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二条第一項に規定する道路その他の道路の新設及び改築の事業

リ 新住宅市街地開発法（昭和三十一年法律第三十四号）第二条第一項に規定する新住宅市街地開発事業

二 国が行う事業（イ及びロに掲げるものを除く。）

第二章 準備書の作成前の手続

ロ 河川法（昭和三十一年法律第六十七号）第三条第一項に規定する河川に関するダムの新築、堰の新築及び改築の事業（以下この号において「ダム新築等事業」という。）並びに同法第八条の河川工事の事業でダム新築等事業でないもの

ル 新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）第二条第一項に規定する新都市基盤整備事業

三 国、地方公共団体、事業者及び国民は、

第四節 第二種事業に係る判定

ハ 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道及び軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道の建設及び改良の事業

ワ イからフまでに掲げるもののほか、一の事業に係る環境影響を受ける地域の範囲が広く、その一の事業に係る環境影響評価を行う必要の程度がこれらに準ずるものとして政令で定める事業の種類

四 この法律において「対象事業」とは、第一種事業又は第四節第三項第一号（第三十九条第二項）の規定により読み替えて適用される場合を含む（第三十九条第二項）の規定により読み替えて適用される場合を含む（第二十九条第二項）及び第二十九条第二項（第四十条第二項）の規定により読み替えて適用される場合を含む（第二十九条第二項）において準用する第四十条第三項第二号の措置がとられたものを除く。）をいう。

二 第二種事業が実施されるべき区域その他第二種事業の概要（以下この項において「氏名等」という。）を次の各号に掲げる第二種事業の区分に応じ当該各号に定める者に書面により届け出なければならない。この場合において、第四号又は第五号に掲げる第二種事業を実施しようとする者が第四号又は第五号に定める主任の大臣であるときは、主任の大臣に届け出ることによって、氏名等を記載した書面を作成するものとする。

ニ 空港整備法（昭和三十一年法律第八十号）第二条第一項に規定する空港その他の飛行場及びその施設の設置又は変更の事業

イ 法律の規定であつて政令で定めるものにより、その実施に際し、免許、特許、許可、認可若しくは承認又は届出（当該届出に係る法律において、当該届出に關し、当該届出を受理した日から起算して一定の期間内に、その変更について勧告又は命令をすることができると規定されているものに限る。ホにおいて同じ。）が必要とされる事業（ホに掲げるものを除く。）

五 この法律（この章を除く。）において「事業者」とは、対象事業を実施しようとする者（国が行う対象事業にあつては当該対象事業の実施を担当する行政機関（地方支分部局を含む。）の長、委託に係る対象事業にあつてはその委託をしようとする者をいう。）

一 第二条第二項第二号に該当する第二種事業 同号イに規定する免許、特許、許可、認可若しくは承認（以下「免許等」という。）を行い、又は同号イに規定する届出（以下「特定届出」という。）を受理する者

ホ 電気事業法（昭和三十一年法律第七十号）第三十八條に規定する事業用電気工作物であつて発電用のものの設置又は変更の工事の事業

ロ 国の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項第一号の補助金及び同項第二号の負担金をいう。以下同じ。）の交付の対象となる事業（イに掲げるものを除く。）

二 第二条第二項第二号に該当する第二種事業 同号ロに規定する国の補助金等の交付の決定を行う者（以下「交付決定権者」という。）

三 第二条第二項第二号ハに該当する第二種事業 同号ハに規定する法律の規定に基づき同

ヘ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第八条第一項に規定する一般廃棄物の最終処分場及び同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物の最終処分場の設置並びにその構造及び規模の変更の事業

ト 公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）による公有水面の埋立て及び干拓その他の水面の埋立て及び干拓の事業

三 第二条第二項第二号ハに該当する第二種事業 同号ハに規定する法律の規定に基づき同

三 第二条第二項第二号ハに該当する第二種事業 同号ハに規定する法律の規定に基づき同

ト 公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）による公有水面の埋立て及び干拓その他の水面の埋立て及び干拓の事業

三 第二条第二項第二号ハに該当する第二種事業 同号ハに規定する法律の規定に基づき同

三 第二条第二項第二号ハに該当する第二種事業 同号ハに規定する法律の規定に基づき同

三 第二条第二項第二号ハに該当する第二種事業 同号ハに規定する法律の規定に基づき同

ト 公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）による公有水面の埋立て及び干拓その他の水面の埋立て及び干拓の事業

三 第二条第二項第二号ハに該当する第二種事業 同号ハに規定する法律の規定に基づき同

三 第二条第二項第二号ハに該当する第二種事業 同号ハに規定する法律の規定に基づき同

三 第二条第二項第二号ハに該当する第二種事業 同号ハに規定する法律の規定に基づき同

号ハに規定する法人を当該事業に關して監督する者(以下「法人監督者」という。)

四 第二条第二項第二号ニに該当する第二種事業 当該事業の実施に關する事務を所掌する主任の大臣

五 第二条第二項第二号ホに該当する第二種事業 当該事業の実施に關する事務を所掌する主任の大臣及び同号ホに規定する免許、特許、許可、認可若しくは承認を行う者又は同号ホに規定する届出の受理を行う者

2 前項各号に定める者は、同項の規定による届出(同項後段の規定による書面の作成を含む。以下この条及び第二十九条第一項において「届出」という。)に係る第二種事業が実施されるべき区域を管轄する都道府県知事に届出に係る書面の写しを送付し、三十日以上の期間を指定してこの法律(この条を除く。)の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要があるかどうかについての意見及びその理由を求めなければならない。

3 第一項各号に定める者は、前項の規定による都道府県知事の意見が述べられたときはこれを勘案して、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、届出の日から起算して六十日以内に、届出に係る第二種事業についての判定を行い、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるときは第一号の措置を、おそれがないと認めるときは第二号の措置をとらなければならない。

一 この法律(この条を除く。)の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要がある旨及びその理由を、書面をもって、届出をした者及び前項の都道府県知事第一項後段の場合にあつては、前項の都道府県知事に通知すること。

二 この法律(この条を除く。)の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要がある旨及びその理由を、書面をもって、届出をした者及び前項の都道府県知事第一項後段の場合にあつては、前項の都道府県知事に通知すること。

した者及び前項の都道府県知事(第一項後段の場合にあつては、前項の都道府県知事に通知すること。

4 届出をした者で前項第一号の措置がとられたものが当該第二種事業の規模又はその実施されるべき区域を変更して当該事業を実施しようとする場合において、当該変更後の当該事業が第二種事業に該当するときは、その者は、当該変更後の当該事業について、届出をすることができ、この場合において、前二項の規定は、当該届出について準用する。

5 第二種事業(対象事業に該当するものを除く。)を実施しようとする者は、第三項第二号(前項及び第二十九条第二項において準用する場合を含む。)の措置がとられるまで(当該第二種事業に係る第一項各号に定める者が二以上である場合にあつては、当該各号に定める者のすべてにより当該措置がとられるまで)は、当該第二種事業を実施してはならない。

6 第二種事業を実施しようとする者は、第一項の規定にかかわらず、判定を受けることなくこの法律(この条を除く。)の規定による環境影響評価その他の手続を行うことができる。この場合において、当該第二種事業を実施しようとする者は、同項第四号又は第五号に定める主任の大臣以外の者にあつてはこの法律(この条を除く。)の規定による環境影響評価その他の手続を行うこととした旨を同項各号に掲げる第二種事業の区分に応じ当該各号に定める者に書面により通知し、これらの主任の大臣にあつてはその旨の書面を作成するものとする。

7 前項の規定による通知を受け、又は同項の規定により書面を作成した者は、当該通知又は書面の作成に係る第二種事業が実施されるべき区域を管轄する都道府県知事に当該通知又は作成に係る書面の写しを送付しなければならない。

8 第六項の規定による通知又は書面の作成に係る第二種事業は、当該通知又は書面の作成の時に第三項第一号の措置がとられたものとみなす。

9 第三項の主務省令は、第二種事業の種類及び規模、第二種事業が実施されるべき区域及びその周辺の区域の環境の状況その他の事情を勘案して判定が適切に行われることを確保するため、判定の基準につき主務大臣(主務大臣が総理府の外局長であるときは、内閣総理大臣)が環境庁長官に協議して定めるものとする。

10 環境庁長官は、関係する行政機関の長に協議して、前項の規定により主務大臣(主務大臣が総理府の外局長であるときは、内閣総理大臣)が定めるべき基準に關する基本的事項を定めて公表するものとする。

第二節 方法書の作成等

(方法書の作成) 第五条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価を行う方法(調査、予測及び評価に係るものに限る。)について、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)を作成しなければならない。

一 事業者の氏名及び住所(法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 対象事業の目的及び内容

三 対象事業が実施されるべき区域(以下「対象事業実施区域」という。)及びその周囲の概況

四 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法(当該手法が決定されていない場合にあつては、対象事業に係る環境影響評価の項目)

2 相互に關連する二以上の対象事業を実施しようとする場合は、当該対象事業に係る事業者は、これらの対象事業について、併せて方法書を作成することができる。

(方法書の送付等) 第六条 事業者は、方法書を作成したときは、第二項第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する都道府県知事及び市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)に対し、方法書を送付しなければならない。

2 前項の主務省令は、同項に規定する地域が対象事業に係る環境影響評価につき環境の保全の見地からの意見を求める上で適切な範囲のものとなることを確保するため、その基準となるべき事項につき主務大臣(主務大臣が総理府の外局長であるときは、内閣総理大臣)が環境庁長官に協議して定めるものとする。

(方法書についての公告及び縦覧) 第七条 事業者は、方法書を作成したときは、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地からの意見を求めるため、総理府令で定めるところにより、方法書を作成した旨その他総理府令で定める事項を公告し、前条第一項に規定する地域内において、方法書を公告の日から起算して一月間縦覧に供しなければならない。

(方法書についての意見書の提出) 第八条 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、前条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができ、前項の意見書の提出に關し必要な事項は、総理府令で定める。

(方法書についての意見の概要の送付) 第九条 事業者は、前条第一項の期間を経過した後、第六條第一項に規定する地域を管轄する都道府県知事及び当該地域を管轄する市町村長に対し、前条第一項の規定により述べられた意見の概要を記載した書類を送付しなければならない。

(方法書についての都道府県知事等の意見) 第十条 前条に規定する都道府県知事は、同条の

書類の送付を受けたときは、政令で定める期間内に、事業者に対し、方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 前項の場合において、当該都道府県知事は、期間を指定して、方法書について前条に規定する市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。

3 第一項の場合において、当該都道府県知事は、前項の規定による当該市町村長の意見を勧案するとともに、前条の書類に記載された意見に配慮するものとする。

第三節 環境影響評価の実施等

(環境影響評価の項目等の選定)

第十一條 事業者は、前条第一項の意見が述べられたときはこれを勧案するとともに、第八条第一項の意見に配慮して第五条第一項第四号に掲げる事項に検討を加え、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。

2 事業者は、前項の規定による選定を行うに当たりに必要があると認めるときは、主務大臣に対し、技術的な助言を記載した書面の交付を受けたい旨の申出を書面によりすることができ。

3 第一項の主務省令は、環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十四条各号に掲げる事項の確保を旨として、既に得られている科学的知見に基づき、対象事業に係る環境影響評価を適切に行うために必要であると認められる環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針につき主務大臣(主務大臣が総理府の外局長であるときは、内閣総理大臣)が環境庁長官に協議して定めるものとする。

(環境影響評価の実施)

第十二條 事業者は、前条第一項の規定により選定した項目及び手法に基づいて、第二条第二項

第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価を行わなければならない。

2 前条第三項の規定は、前項の主務省令について準用する。この場合において、同条第三項中「環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針」とあるのは、「環境の保全のための措置に関する指針」と読み替えるものとする。

(基本的事項の公表)

第十三條 環境庁長官は、関係する行政機関の長に協議して、第十一条第三項(前条第二項において準用する場合を含む。)の規定により主務大臣(主務大臣が総理府の外局長であるときは、内閣総理大臣)が定めるべき指針に関する基本的事項を定めて公表するものとする。

第三章 準備書

(準備書の作成)

第十四條 事業者は、第十二条第一項の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、当該結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)を作成しなければならない。

一 第五条第一項第一号から第三号までに掲げる事項

二 第八条第一項の意見の概要

三 第十条第一項の都道府県知事の意見

四 前二項の意見についての事業者の見解

五 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

六 第十一条第二項の助言がある場合には、その内容

七 環境影響評価の結果のうち、次に掲げるもの

イ 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとにとりまとめたもの(環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかとならなかった項目に係るものを含む。)

ロ 環境の保全のための措置当該措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む。

ハ ロに掲げる措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合には、当該環境の状況の把握のための措置

ニ 対象事業に係る環境影響の総合的な評価

八 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

2 第五条第二項の規定は、準備書の作成について準用する。

(準備書の送付等)

第十五條 事業者は、準備書を作成したときは、第六条第一項の主務省令で定めるところにより、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域(第八条第一項及び第十条第一項の意見並びに第十二条第一項の規定により行った環境影響評価の結果にかんがみ第六条第一項の地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下「関係地域」という。)を管轄する都道府県知事(以下「関係都道府県知事」という。)及び関係地域を管轄する市町村長(以下「関係市町村長」という。)に対し、準備書及びこれを要約した書類(次条及び第十七条において「要約書」という。)を送付しなければならない。

(準備書についての公告及び縦覧)

第十六條 事業者は、前条の規定による送付を行った後、準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、総理府令で定めるところにより、準備書を作成した旨その他総理府令で定める事項を公告

し、関係地域内において、準備書及び要約書を公告の日から起算して一週間縦覧に供しなければならない。

(説明会の開催等)

第十七條 事業者は、総理府令で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会(以下「説明会」という。)を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができ。

2 事業者は、説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、総理府令で定めるところにより、これらを説明会の開催を予定する日の一週間前までに公告しなければならない。

3 事業者は、説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、関係都道府県知事の意見を聴くことができる。

4 事業者は、その責めに帰することができない事由であつて総理府令で定めるものにより、第二項の規定による公告をした説明会を開催することができない場合には、当該説明会を開催することを要しない。この場合において、事業者は、総理府令で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、要約書の提供その他の方法により、準備書の記載事項を周知させるように努めなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、説明会の開催に關し必要な事項は、総理府令で定める。

(準備書についての意見書の提出)

第十八條 準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第十六条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 前項の意見書の提出に關し必要な事項は、総

理府令で定める。

(準備書についての意見の概要等の送付)

第十九条 事業者は、前条第一項の期間を経過した後、関係都道府県知事及び関係市町村長に対し、同項の規定により述べられた意見の概要及び当該意見についての事業者の見解を記載した書類を送付しなければならない。

(準備書についての関係都道府県知事等の意見)

第二十条 関係都道府県知事は、前条の書類の送付を受けたときは、政令で定める期間内に、事業者に対し、準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 第十条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により関係都道府県知事が準備書について意見を述べる場合について準用する。この場合において、同条第二項中「関係市町村長」と、同条第三項中「前項」とあるのは、「第二十条第二項において準用する前項」と、「前条の書類に記載された意見」とあるのは、「第十九条の書類に記載された意見及び事業者の見解」と読み替えるものとする。

第四章 評価書

第一節 評価書の作成等

(評価書の作成)

第二十一条 事業者は、前条第一項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第十八条第一項の意見に配慮して準備書の記載事項について検討を加え、当該事項の修正を必要とするとき(当該修正後の事業が対象事業に該当するときに限る)は、次の各号に掲げる当該修正の区分に応じ当該各号に定める措置をとらなければならない。

一 第五条第一項第二号に掲げる事項の修正(事業規模の縮小、政令で定める軽微な修正その他の政令で定める修正に該当するものを除く)。同条から第二十七条までの規定による環境影響評価その他の手続を経ること。

二 第五条第一項第一号又は第十四条第一項第二十六号

二号から第四号まで、第六号若しくは第八号に掲げる事項の修正(前号に該当する場合を除く)。次項及び次条から第二十七条までの規定による環境影響評価その他の手続を行うこと。

三 前二号に掲げるものの以外のもので、第十一条第一項及び第十二条第一項の主務省令で定めるところにより当該修正に係る部分について対象事業に係る環境影響評価を行うこと。

2 事業者は、前項第一号に該当する場合を除き、同項第三号の規定による環境影響評価を行った場合には当該環境影響評価及び準備書に係る環境影響評価の結果に、同号の規定による環境影響評価の結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価書(以下第二十六条まで、第二十九条及び第三十条において「評価書」という。)を、第二十一条第一号からワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより作成しなければならない。

一 第十四条第一項各号に掲げる事項

二 第十八条第一項の意見の概要

三 第二十条第一項の関係都道府県知事の意見

四 前二号の意見についての事業者の見解

(免許等を行う者等への送付)

第二十二条 事業者は、評価書を作成したときは、速やかに、次の各号に掲げる評価書の区分に応じ当該各号に定める者にこれを送付しなければならない。

一 第二条第二項第二号イに該当する対象事業(免許等に係るものに限る)に係る評価書

二 第二条第二項第二号イに該当する対象事業(特定届出に係るものに限る)に係る評価書

三 第二条第二項第二号ロに該当する対象事業に係る評価書

四 第二条第二項第二号ハに該当する対象事業に係る評価書

五 第二条第二項第二号ニに該当する対象事業に係る評価書

六 第二条第二項第二号ホに該当する対象事業に係る評価書

2 前項各号に定める者(環境庁長官を除く)が次の各号に掲げる者であるときは、その者は、評価書の送付を受けた後、速やかに、当該各号に定める措置をとらなければならない。

一 内閣総理大臣若しくは各省大臣又は委員会若しくは庁の長である国務大臣(次号及び第二十六条第一項において「内閣総理大臣等」という。) 環境庁長官に当該評価書の写しを送付して意見を求めること。

二 委員会若しくは庁の長(国務大臣を除く)又は国の行政機関の地方支分部局の長、その委員会若しくは庁又は地方支分部局が置かれている府若しくは省又は委員会若しくは庁の長である内閣総理大臣等を経由して環境庁長官に当該評価書の写しを送付して意見を求めること。

(環境庁長官の意見)

第二十三条 環境庁長官は、前条第二項各号の措置がとられたときは、必要に応じ、政令で定める期間内に、同項各号に掲げる者に対し、評価書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができ、この場合において、同項第一号に掲げる者に対する意見は、同号に規定する内閣総理大臣等を経由して述べるものとする。

(免許等を行う者等への意見)

第二十四条 第二十二条第一項各号に定める者は、同項の規定による送付を受けたときは、必要に応じ、政令で定める期間内に、事業者に対し、評価書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができ、この場合において、前条の規定による環境庁長官の意見があるときは、これを勘案しなければならない。

第二節 評価書の補正等

(評価書の再検討及び補正)

第二十五条 事業者は、前条の意見が述べられたときはこれを勘案して、評価書の記載事項に検討を加え、当該事項の修正を必要とするとき(当該修正後の事業が対象事業に該当するときに限る)は、次の各号に掲げる当該修正の区分に応じ当該各号に定める措置をとらなければならない。

一 第五条第一項第二号に掲げる事項の修正(事業規模の縮小、政令で定める軽微な修正その他の政令で定める修正に該当するものを除く)。同条から第二十七条までの規定による環境影響評価その他の手続を経ること。

二 第五条第一項第一号、第十四条第一項第二号から第四号まで、第六号若しくは第八号又は第二十一条第二項第二号から第四号までに掲げる事項の修正(前号に該当する場合を除く)。評価書について所要の補正をすること。

三 前二号に掲げるものの以外のもので、第十一条第一項及び第十二条第一項の主務省令で定めるところにより当該修正に係る部分について対象事業に係る環境影響評価を行うこと。

2 事業者は、前項第三号の規定による環境影響評価を行った場合には、当該環境影響評価及び評価書に係る環境影響評価の結果に基づき、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより評価書の補正をしなければならない。

3 事業者は、第一項第一号に該当する場合を除き、同項第二号又は前項の規定による補正後の評価書の送付(補正を必要としない)と認めるときは、その旨の通知を、第二十一条第一項各号に掲げる評価書の区分に応じ当該各号に定める者に対してしなければならない。

(環境庁長官等への評価書の送付)

第二十六条 第二十二条第一項各号に定める者

(環境庁長官を除く。)が次の各号に掲げる者であるときは、その者は、前条第三項の規定による送付又は通知を受けた後、当該各号に定める措置をとらなければならない。

一 内閣総理大臣等 環境庁長官に前条第三項の規定による送付を受けた補正後の評価書の写しを送付し、又は同項の規定による通知を受けた旨を通知すること。

二 委員会若しくは庁の長(国務大臣を除く。)又は国の行政機関の地方支分部局の長、その委員会若しくは庁又は地方支分部局が置かれている府若しくは省又は委員会若しくは庁の長である内閣総理大臣等を経由して環境庁長官に前条第三項の規定による送付を受けた補正後の評価書の写しを送付し、又は同項の規定による通知を受けた旨を通知すること。

2 事業者は、前条第三項の規定による送付又は通知をしたときは、速やかに、関係都道府県知事及び関係市町村長に評価書(前条第一項第二号又は同条第二項の規定による評価書の補正をしたときは、当該補正後の評価書。次条及び第三十三条から第三十八条までにおいて同じ。)これを要約した書類(次条において「要約書」という。)及び第二十四条の書面を送付しなければならない。

(評価書の公告及び縦覧)

第二十七条 事業者は、第二十五条第三項の規定による送付又は通知をしたときは、総理府令で定めるところにより、評価書を作成した旨その他総理府令で定める事項を公告し、関係地域内において、評価書、要約書及び第二十四条の書面を公告の日から起算して一月間縦覧に供しなければならない。

第五章 対象事業の内容の修正等

(事業内容の修正の場合の環境影響評価その他の手続)

第二十八条 事業者は、第七条の規定による公告を行つてから前条の規定による公告を行うまでの間に第五号第一項第二号に掲げる事項を修正

しようとする場合(第二十一条第一項又は第二十五条第一項の規定の適用を受ける場合を除く。)において、当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、当該修正後の事業について、第五号から前条までの規定による環境影響評価その他の手続を経なければならない。ただし、当該事項の修正が事業規模の縮小、政令で定める軽微な修正その他の政令で定める修正に該当する場合は、この限りでない。

(事業内容の修正の場合の第一種事業に係る判定)

第二十九条 事業者は、第七条の規定による公告を行つてから第二十七条の規定による公告を行うまでの間において、第五号第一項第二号に掲げる事項を修正しようとする場合において、当該修正後の事業が第二種事業に該当するときは、当該修正後の事業について、第四号第一項の規定の例により届出をすることができ、

2 第四号第二項及び第三項の規定は、前項の規定による届出について準用する。この場合において、同条第三項第一号中「その他の手続」とあるのは、「その他の手続当該届出の時までにを行ったものを除く。」と読み替へるものとする。

3 第一項の規定による届出をした者は、前項において準用する第四号第三項第二号に規定する措置がとられたときは、方法書、準備書又は評価書の送付を当該事業者から受けた者にその旨を通知するとともに、総理府令で定めるところによりその旨を公告しなければならない。

(対象事業の廃止等)

第三十条 事業者は、第七条の規定による公告を行つてから第二十七条の規定による公告を行うまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、方法書、準備書又は評価書の送付を当該事業者から受けた者にその旨を通知するとともに、総理府令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

一 対象事業を実施しないこととしたとき。
二 第五号第一項第二号に掲げる事項を修正した場合において当該修正後の事業が第一種事業又は第二種事業のいずれにも該当しないこととなったとき。
三 対象事業の実施を他の者に引き継いだとき。

2 前項第三号の場合において、当該引継ぎ後の事業が対象事業であるときは、同項の規定による公告の日以前に当該引継ぎ前の事業者が行つた環境影響評価その他の手続は新たに事業者となつた者が行つたものとみなし、当該引継ぎ前の事業者について行われた環境影響評価その他の手続は新たに事業者となつた者について行われたものとみなす。

第六章 評価書の公告及び縦覧後の手続

(対象事業の実施の制限)

第三十一条 事業者は、第二十七条の規定による公告を行つてから、対象事業(第二十一条第一項、第二十五条第一項又は第二十八条の規定による修正があつた場合において当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、当該修正後の事業を実施してはならない。

2 事業者は、第二十七条の規定による公告を行つた後に第五号第一項第二号に掲げる事項を変更しようとする場合において、当該変更が事業規模の縮小、政令で定める軽微な変更その他の政令で定める変更と該当するときは、この法律の規定による環境影響評価その他の手続を経ることを要しない。

3 第一項の規定は、第二十七条の規定による公告を行つた後に第五号第一項第二号に掲げる事項を変更して当該事業を実施しようとする者(前項の規定により環境影響評価その他の手続を経ることを要しないこととされる事業者を除く。)について準用する。この場合において、第一項中「公告」とあるのは、「公告(同条の規定による公告を行い、かつ、この法律の規定による環境影響評価その他の手続を再び経た後に行

うものに限る。)」と読み替へるものとする。
4 事業者は、第二十七条の規定による公告を行つた後に対象事業の実施を他の者に引き継いだ場合には、総理府令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。この場合において、前条第二項の規定は、当該引継ぎについて準用する。

(評価書の公告後における環境影響評価その他の手続の再実施)

第三十二条 事業者は、第二十七条の規定による公告を行つた後に、対象事業実施区域及びその周囲の環境の状況の変化その他の特別の事情により、対象事業の実施において環境の保全上の適正な配慮をするために第十四号第一項第五号又は第七号に掲げる事項を変更する必要があると認めるときは、当該変更後の対象事業について、更に第五号から第二十七号まで又は第十一号から第二十七号までの規定の例による環境影響評価その他の手続を行うことができる。

2 事業者は、前項の規定により環境影響評価その他の手続を行うこととしたときは、遅滞なく、総理府令で定めるところにより、その旨を公告するものとする。

3 第二十八号から前条までの規定は、第一項の規定により環境影響評価その他の手続が行われる対象事業について準用する。この場合において、同条第一項中「公告」とあるのは、「公告(次条第一項に規定する環境影響評価その他の手続を行つた後に行うものに限る。)」と読み替へるものとする。

(免許等に係る環境の保全の配慮についての審査等)

第三十三条 対象事業に係る免許等を行う者は、当該免許等の審査に際し、評価書の記載事項及び第二十四条の書面に基づいて、当該対象事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査しなければならない。

2 前項の場合においては、次の各号に掲げる当

該免許等(次項に規定するものを除く。)の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 一定の基準に該当している場合には免許等を行うものとする旨の法律の規定であつて政令で定めるものに係る免許等 当該免許等を行う者は、当該免許等に係る当該規定にかかわらず、当該規定に定める当該基準に関する審査と前項の規定による環境の保全に関する審査の結果を併せて判断するものとし、当該基準に該当している場合であっても、当該判断に基づき、当該免許等を拒否する処分を行い、又は当該免許等に必要なる条件を付することが出来るものとする。

二 一定の基準に該当している場合には免許等を行わないものとする旨の法律の規定であつて政令で定めるものに係る免許等 当該免許等を行う者は、当該免許等に係る当該規定にかかわらず、当該規定に定める当該基準に該当している場合のほか、対象事業の実施による利益に関する審査と前項の規定による環境の保全に関する審査の結果を併せて判断するものとし、当該判断に基づき、当該免許等を拒否する処分を行い、又は当該免許等に必要なる条件を付することが出来るものとする。

三 免許等を行ない又は行わない基準を法律の規定で定めていない免許等(当該免許等に係る法律の規定で政令で定めるものに係るものに限る。) 当該免許等を行う者は、対象事業の実施による利益に関する審査と前項の規定による環境の保全に関する審査の結果を併せて判断するものとし、当該判断に基づき、当該免許等を拒否する処分を行い、又は当該免許等に必要なる条件を付することが出来るものとする。

3 対象事業に係る免許等であつて対象事業の実施において環境の保全についての適正な配慮がなされるものでなければ当該免許等を行わないものとする旨の法律の規定があるものを行う者は、評価書の記載事項及び第二十四条の書面に

基づいて、当該法律の規定による環境の保全に関する審査を行うものとする。

4 前各項の規定は、第二条第二項第二号ホに該当する対象事業に係る免許、特許、許可、認可又は承認(同号ホに規定するものに限る。)について準用する。

(特定届出に係る環境の保全の配慮についての審査等)

第三十四条 対象事業に係る特定届出を受理した者は、評価書の記載事項及び第二十四条の書面に基づいて、当該対象事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査し、この配慮に欠けると認めるときは、当該特定届出に係る法律の規定にかかわらず、当該特定届出をした者に対し、当該規定によつて勧告又は命令をすることが出来ることとされてい期間(当該特定届出の受理の時に評価書の送付を受けていないときは、その送付を受けた日から起算する当該期間)内において、当該特定届出に係る事項の変更を求めると旨の当該規定による勧告又は命令をすることが出来る。

2 前項の規定は、第二条第二項第二号ホに該当する対象事業に係る同号ホの届出について準用する。

(交付決定権者の行う環境の保全の配慮についての審査等)

第三十五条 対象事業に係る交付決定権者は、評価書の記載事項及び第二十四条の書面に基づいて、当該対象事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査しなればならない。この場合において、当該審査は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第六条第一項の規定による調査として行うものとする。

(法人監督者の行う環境の保全の配慮についての審査等)

て、当該対象事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査し、当該法人に対する監督を通じて、この配慮がなされることを確保するようにしなければならない。

(主任の大臣の行う環境の保全の配慮についての審査等)

第三十七条 対象事業に係る第四条第一項第四号又は第五号に定める主任の大臣は、評価書の記載事項及び第二十四条の書面に基づいて、当該対象事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査し、この配慮がなされることを確保するようにしなければならない。

(事業者の環境の保全の配慮等)

第三十八条 事業者は、評価書に記載されているところにより、環境の保全についての適正な配慮をして当該対象事業を実施するようにしなければならない。

2 この章の規定による環境の保全に関する審査を行うべき者が事業者の地位を兼ねる場合には、当該審査を行うべき者は、当該審査に係る業務に従事するその者の職責を当該事業の実施に係る業務に従事させないように努めなければならない。

第七章 環境影響評価その他の手続の特例等

第一節 都市計画に定められる対象事業等に関する特例

(都市計画に定められる第二種事業等)

第三十九条 第二種事業が都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四十七条に規定する市街地開発事業(以下「市街地開発事業」という。)として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該第二種事業又は第二種事業に係る施設が同条第五項に規定する都市施設(以下「都市施設」という。)として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る第二種事業については、第四条第一

項の規定による届出(同項後段の規定による書面の作成を含む。次項において同じ。)は、次項に定めるところにより、同法第十五条第一項の都道府県知事又は市町村(同法第二十二條第一項の場合にあつては、同項の建設大臣又は市町村。以下「都市計画決定権者」という。)で当該都市計画の決定又は変更をするものが当該第二種事業を実施しようとする者に代わるものとして行うものとする。

2 前項の規定により都市計画決定権者が届出を行う場合における第四条の規定の適用については、同条第一項中「第二種事業を実施しようとする者(国が行う事業にあつては当該事業の実施を担当する行政機関(地方支分部局を含む。))の長、委託に係る事業にあつてはその委託をしようとする者。以下同じ。」とあるのは、「第三十九条第一項の都市計画決定権者(以下「都市計画決定権者」という。)は、第二種事業又は第二種事業に係る施設を都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の規定により都市計画に定めようとするとき」と、「主務省令」とあるのは「主務省令・建設省令」と、「その氏名及び住所(法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)」とあるのは「都市計画決定権者の名称」と、「氏名等」とあるのは「名称等」と、「第二種事業の区分」とあるのは「当該都市計画に係る第二種事業の区分」と、「定める者」とあるのは「定める者(当該都市計画が都市計画法第十八条第三項(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。))の規定による認可又は同法第十九条第一項(同法第二十一条第二項において準用する場合及び同法第二十二條第一項の規定により読み替へて適用される場合を含む。))の規定による承認(以下「都市計画認可」という。)を要するものである場合にあつては、都市計画認可を行う建設大臣又は都道府県知事(以下「都市計画認可権者」という。))及び次の各号に掲げる当該都市計画に係る第二種事業の区分に応じ当該各号に定める者」

と、「第四号又は第五号に掲げる第二種事業を
実施しようとする者が第四号又は第五号に定め
る主任の大臣であるときは、主任の大臣」とあ
るのは「都市計画認可を要しない都市計画に係
る都市計画決定権者は、次の各号に定める者」
と、「代えて」とあるのは「併せて」と、同条
第二項中「定める者」とあるのは「定める者及
び都市計画認可権者又は同項後段の都市計画決
定権者」と、「第二十九条第一項」とあるのは
「第四十条第二項の規定により読み替えて適用
される第二十九条第一項」と、同条第三項中
「定める者」とあるのは「定める者及び都市計
画認可権者又は同項後段の都市計画決定権者」
と、「主務省令」とあるのは「主務省令・建設
省令」と、同項第一号及び第二号中「及び前項
の都道府県知事（第一項後段の場合）にあつては、
前項の都道府県知事」とあるのは「前項の都
道府県知事及び当該第二種事業を実施しよう
とする者（第一項後段の場合）にあつては、前項の
都道府県知事及び当該第二種事業を実施しよう
とする者」と、同条第四項中「当該事業を実施
しよう」とあるのは「当該事業又は当該事業に
係る施設を都市計画法の規定により都市計画に
定めよう」と、同条第五項中「第三項第二号」
とあるのは「第一項各号に定める者及び都市計
画認可権者又は同項後段の都市計画決定権者の
すべてにより第三項第二号」と、「第二十九条
第二項」とあるのは「第四十条第二項の規定に
より読み替えて適用される第二十九条第二項」
と、「とられるまで（当該第二種事業に係る第一
項各号に定める者が二以上である場合）にあつて
は、当該各号に定める者のすべてにより当該措
置がとられるまで」とあるのは「とられるま
で」と、同条第六項中「第二種事業を実施しよ
うとする者」とあるのは「都市計画決定権者」
と、「同項第四号又は第五号に定める主任の大
臣以外の者にあつてはこの法律」とあるのは「屈
出に係る都市計画が都市計画認可を要するもの

であるときは同項各号」と、「定める者に書面
により通知し、これらの主任の大臣にあつては
その旨の書面を作成」とあるのは「定める者及
び都市計画認可権者に、都市計画認可を要しな
いものであるときは同項各号に掲げる第二種事
業の区分に応じ当該各号に定める者に書面によ
り通知」と、同条第七項中「受け、又は同項の
規定により書面を作成した者は、当該通知又は
書面の作成」とあるのは「受けた者は、当該通
知」と、「都道府県知事に当該通知又は作成」
とあるのは「都道府県知事及び当該第二種事業
を実施しようとする者に当該通知」と、同条第
八項中「通知又は書面の作成」とあるのは「通
知」と、同条第九項中「主務省令」とあるのは
「主務省令・建設省令」と、「が環境庁長官」と
あるのは「及び建設大臣が環境庁長官」と、同
条第十項中「が定めるべき」とあるのは「及び
建設大臣が定めるべき」とする。
(都市計画に定められる対象事業等)
第四十条 対象事業が市街地開発事業として都市
計画法の規定により都市計画に定められる場合
における当該対象事業又は対象事業に係る施設
が都市施設として同法の規定により都市計画に
定められる場合における当該都市施設に係る対
象事業については、第五十条から第三十八条まで
の規定により行ふべき環境影響評価その他の手
続は、次項、次条、第四十三条、第四十四条及
び第四十六条に定めるところにより、当該都市
計画に係る都市計画決定権者が当該対象事業に
係る事業者に代わるものとして、当該対象事業
又は対象事業に係る施設（以下「対象事業等」
という。）に関する都市計画の決定又は変更をす
る手続と併せて行ふものとする。この場合にお
いて、第五十条第二項、第四十四条第二項並びに第
三十九条第一項第三号及び第二項の規定は、適用
しない。

第二項並びに第三十条第一項第三号及び第二項
を除く。）の規定の適用については、第五十条第一
項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権
者」と、「対象事業」とあるのは「第四十条第
一項の対象事業等（第二十八条及び第三十条第
一項の対象事業等）」という。以下「都市計画に
定めよう」とあるのは「都市計画に定めよう」と
する場合における当該都市計画に係る対象事業
（以下「都市計画対象事業」という。）と、「主
務省令」とあるのは「主務省令・建設省令」
と、同項第一号中「氏名及び住所（法人にあつ
てはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所
の所在地）」とあるのは「名称」と、同項第二
号中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事
業」と、同項第三号中「対象事業者」とあるの
は「都市計画対象事業者」と、同項第四号中
「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」
と、第六条第一項中「事業者」とあるのは「都
市計画決定権者」と、「対象事業」とあるのは「都
市計画決定権者」と、第七号から第十号ま
で及び第十一号第一項中「事業者」とあるのは
「都市計画決定権者」と、同項中「対象事業」
とあるのは「都市計画決定権者」と、同条第二
項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権
者」と、第十二条第一項及び第十四条第一項中
「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、
「対象事業」とあるのは「都市計画決定権者」と、
「対象事業者」とあるのは「都市計画決定権者」
と、同項中「主務省令」とあるのは「主務省
令・建設省令」と、第十五条中「事業者」とあ
るのは「都市計画決定権者」と、「対象事業」
とあるのは「都市計画決定権者」と、第十六条
から第二十号まで及び第二十一条第一項中「事
業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同
項第三号中「対象事業」とあるのは「都市計画
決定権者」と、同条第二項中「事業者」とある
のは「都市計画決定権者」と、「主務省令」と
あるのは「主務省令・建設省令」と、第二十二
条第一項中「事業者」とあるのは「都市計画決
定権者」と、「定める者」とあるのは「定める

者（評価書に係る都市計画が都市計画認可を要
するものである場合）にあつては、都市計画認可
権者及び次の各号に掲げる評価書の区分に応じ
当該各号に定める者」と、同条第二項中「環
境庁長官を除く。」とあるのは「環境庁長官を
除く。又は都市計画認可権者若しくは都市計画
認可を要しない都市計画に係る都市計画決定権
者」と、「受けた」とあるのは「受け、又はし
た」と、第二十四条中「定める者」とあるのは
「定める者及び都市計画認可権者」と、「事業者
に対し、評価書」とあるのは「都市計画決定権
者に対し、前条の規定による環境庁長官の意見
があるときはこれを勘案して、評価書」と、
「前条の規定による環境庁長官の意見がある
ときは」とあるのは「第二十一条第一項各号に
定める者は都市計画認可権者を經由して意見を
述べるものとし、当該都市計画認可権者が意見
を述べるときは」と、第二十五条第一項中「事
業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、
「を勘案」とあるのは「（都市計画決定権者が建
設大臣である場合）にあつては、同条の意見及び
第二十三条の規定により環境庁長官が当該都市
計画決定権者に対し述べた意見を勘案」と、
同項第三号中「対象事業」とあるのは「都市計
画決定権者」と、同条第二項中「事業者」とあ
るのは「都市計画決定権者」と、「主務省令」
とあるのは「主務省令・建設省令」と、同条第
三項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権
者」と、「定める者」とあるのは「定める者若し
は評価書に係る都市計画が都市計画認可を要す
ものであるときは、都市計画認可権者若しくは環
境庁長官を除く。」とあるのは「環境庁長官を
除く。又は都市計画認可権者若しくは都市計画

（者）計画に係る手続との調整

注第二十、第二項（同注第二十一條第二項に於

4 都市計画決定権者は、前二項の規定により準

4 都市計画決定権者は、前二項の規定により準備書を都市計画の案と併せて縦覧に供した場合において述べられた意見の内容が、当該準備書についての意見書と、当該準備書に係る都市計画の案についての都市計画法第十七条第二項（同法第二十一条第二項において準用する場合及び同法第二十二條第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による意見書のいずれに係るものであるかを判別することができないときは、そのいずれでもありとみなしてそれぞれの法律を適用する。

5 都市計画決定権者は、前条第一項の規定により環境影響評価その他の手続を行う場合には、同条第二項の規定により読み替えて適用される第二十五条第三項の規定による都市計画地方審議会への付議を、都市計画法第十八条第二項（同法第二十一条第二項において準用する場合及び同法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による都市計画地方審議会への付議と併せて行うものとする。

(対象事業等を定める都市計画に係る手続に関する都市計画法の特例)

第四十二条 前条第二項又は第三項の規定により準備書を都市計画の案と併せて縦覧に供する場合における当該都市計画の案についての都市計画法第十七条第一項及び第二項（同法第二十一条第二項において準用する場合及び同法第二十一条第一項の規定により読み替へて適用される場合を含む。）の規定の適用については、同法第十七条第一項中「二週間」とあるのは、「一月間」と、同条第二項中「縦覧期間満了の日」とあるのは「縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日」とする。

2 都市計画決定権者は、対象事業等を都市計画に定めようとするときは、都市計画法に定める

ところによるほか、第四十条第二項の規定により読み替えて適用される第二十七条の評価書（次項において「評価書」という。）に記載されているところにより当該都市計画に係る対象事業の実施による影響について配慮し、環境の保全が図られるようにするものとする。

3 前項の都市計画について、都市計画法第十八条第三項(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による認可又は同法第十九条第一項(同法第二十一条第二項において準用する場合及び同法第二十二條第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による承認(第四十五条において「都市計画認可」という。)を行うに当たっては、建設大臣又は都道府県知事(第四十五条において「都市計画認可権者」という。)は、評価書の記載事項及び第四十条第二項の規定により読み替えて適用される第二十四条の書面に基づいて、当該都市計画につき、環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査しなければならない。

(対象事業の内容の変更を伴う都市計画の変更の場合の再実施)

第四十三条 第四十条第二項の規定により読み替

えて適用される第二十七条の規定による公告を行つた後に、都市計画決定権者が第四十条第二項の規定により読み替えて適用される第五条第二項第二号に掲げる事項の変更に係る都市計画の変更をしようとする場合における当該事項の変更については、第三十一条第二項及び第三項の規定に基づいて経るべき環境影響評価その他の手続は、次項に定めるところにより、当該都市計画決定権者が当該事項の変更に係る事業者に代わるものとして、当該都市計画の変更をす
る手続と併せて行うものとする。

2 前項の場合における第三十一条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「事業者は、第二十七条」とあるのは、「都市計画法決定権者は、第四十条第二項の規定により読

み替えて適用される第二十七条」と、「第五条第一項第二号」とあるのは「第四十条第二項の規定により読み替えて適用される第五条第一項第二号」と、「を變更」とあるのは「を變更」とあるのは「当該事項の變更」と、同条第三項中「第一項の規定は、第二十七条」とあるのは「第三十一条第一項の規定は、都市計画決定権者が第四十条第二項の規定により読み替えて適用される第二十七条」と、「第五十一条第一項第二号」とあるのは「第四十条第二項の規定により読み替えて適用される第五十一条第一項第二号」と、「当該事業」とあるのは「当該事業に係る都市計画の変更をしようとする場合における当該都市計画に係る事業」と、「事業者」とあるのは「都市計画に係る事業者」と、「第一項中」とあるのは「第三十一条第一項中『第二十七号』とあるのは『第四十条第二項の規定により読み替えて適用される第二十七号』と」と、「行ふものに限る」とあるのは「行われるものに限る」と、「を行ふ」とあるのは「が行われ」と、「を行ふ」とあるのは「が行われ」と、「第二十一条第一項」とあるのは「第四十条第二項の規定により読み替えて適用される第二十一条第一項」と、「第二十一条第一項」とあるのは「第四十条第二項の規定により読み替えて適用される第二十一条第一項」とする。

(事業者の行う環境影響評価との調整)

第四十四条 事業者が第五条の規定により方法書を作成してから第七條の規定による公告を行うまでの間において、当該方法書に係る対象事業等を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が、当該方法書に係る対象事業が第一種事業である場合にあつては事業者(事業者が既に第六條第一項の規定により当該方法書を送付しているときは、事業者及びその送付を受けた者)に、第二種事業である場合にあつては事業者並びに第四條第一項の規定による届出を当該事業者から受理した者及び同条第二項の都道府県知事(事業者が既に第六條第一項の規定により当該方法書を送付しているときは、事業者並びに

第四條第一項の規定による届出を当該事業者から受理した者及び当該方法書の送付を受けた者)にその旨を通知したときは、当該都市計画に係る対象事業についての第四十条第一項の規定は、事業者がその通知を受けたときから適用する。この場合において、事業者は、その通知を受けた後、直ちに当該方法書を都市計画決定権者に送付しなければならない。

2 前項の場合において、その通知を受ける前に事業者が行った環境影響評価その他の手続は都市計画決定権者が行ったものとみなし、事業者に対して行われた手続は都市計画決定権者に対して行われたものとみなす。

3 事業者が第七條の規定による公告を行つてから第十六條の規定による公告を行うまでの間において、これらの公告に係る対象事業等を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が事業者及び方法書又は準備書の送付を当該事業者から受けた者(これらの公告に係る対象事業者が第二種事業である場合にあつては、これらの者及び第四條第一項の規定による届出を当該事業者から受理した者)にその旨を通知したときは、事業者は、当該対象事業に係る準備書を作成していない場合にあつては作成した後速やかに、準備書を既に作成している場合にあつては通知を受けた後直ちに、当該準備書を都市計画決定権者に送付するものとする。この場合において、当該都市計画に係る対象事業については、第四十条第一項の規定は、都市計画決定権者が当該準備書の送付を受けたときから適用する。

4 第二項の規定は、前項の規定による送付が行われる前の手続について準用する。

5 事業者が第十六條の規定による公告を行つてから第二十七條の規定による公告を行うまでの間において、第三項の都市計画につき都市計画法第十七條第一項の規定による公告が行われたときは、当該都市計画に係る対象事業については、引き続き第三章及び第四章の規定による環境影響評価その他の手続を行うものとし、第四

十條第一項の規定は、適用しない。この場合において、事業者は、第二十七條の規定による公告を行った後、速やかに、都市計画決定権者に当該公告に係る同条の評価書(次条において「評価書」という。)を送付しなければならない。(事業者が環境影響評価を行う場合の都市計画法の特例)

第四十五条 前条第五項の規定により評価書の送付を受けた都市計画決定権者は、同項の都市計画を定めようとするときに都市計画認可を要する場合においては、都市計画認可権者に当該評価書を送付しなければならない。

2 前項の都市計画について都市計画法第十八条(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。同法第十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)又は同法第十九条(同法第二十一条第二項において準用する場合及び同法第二十一条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定が適用される場合には、第四十二条第二項の規定は都市計画決定権者が前条第五項の規定により送付を受けた評価書に係る対象事業等を都市計画に定めようとする場合について、第四十二条第三項の規定は当該都市計画について都市計画認可権者が都市計画認可を行う場合について準用する。この場合において、同条第二項中「第四十条第二項の規定により読み替えて適用される」とあるのは「第四十四条第五項の規定により送付を受けた」と、同条第三項中「前項の都市計画」とあるのは「第四十五条第一項の都市計画」と、「記載事項及び第四十条第二項の規定により読み替えて適用される第二十四条の書面」とあるのは「記載事項」と読み替えるものとする。

(事業者の協力)

第四十六条 都市計画決定権者は、第二種事業を実施しようとする者又は事業者に対し、第三十九条から第四十一条まで、第四十三条及び第四

十四條に規定する環境影響評価その他の手続を行うための資料の提供、説明会への出席その他の必要な協力を求めることができる。

2 事業者のうち対象事業の実施を担当する国の行政機関(地方支分部局を含む。)の長、第二條第二項第二号ハに規定する法人その他の政令で定めるものは、都市計画決定権者から要請があつたときは、その要請に応じ、必要な環境影響評価を行うものとする。

第二節 港湾計画に係る環境影響評価その他の手続

(用語の定義)

第四十七条 この節、次章及び附則において「港湾環境影響評価」とは、港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二條第二項に規定する重要港湾に係る同法第三條の三第一項に規定する港湾計画(以下「港湾計画」という。)に定められる港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全(以下この節において「港湾開発等」という。)が環境に及ぼす影響(以下「港湾環境影響」という。)について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその港湾計画に定められる港湾開発等に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における港湾環境影響を総合的に評価することを行う。

(港湾計画に係る港湾環境影響評価その他の手続)

第四十八条 港湾法第二條第一項の港湾管理者(以下「港湾管理者」という。)は、港湾計画の決定又は決定後の港湾計画の変更のうち、規模の大きい埋立てに係るものであることその他の政令で定める要件に該当する内容のものを行おうとするときは、当該決定又は変更に係る港湾計画(以下「対象港湾計画」という。)について、次項及び第三項に定めるところにより港湾環境影響評価その他の手続を行わなければならない。

第二章第三節から第五章まで(第十四条第一項第四号及び第二項、第二十二條から第二十六條まで、第二十九條並びに第三十條第一項第三号及び第二項を除く)及び第三十一條第一項から第三項までの規定は、前項の規定による港湾環境影響評価その他の手続について準用する。この場合において、第二章第三節の節名中「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、第一一條の見出し中「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、同条第一項中「事業者」とあるのは「第四十八條第一項の港湾管理者(以下「港湾管理者」という。))と、同条第一項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第八條第一項の意見に配意して第五條第一項第四号に掲げる事項に検討を加え、第二條第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令」とあるのは「主務省令」と、「対象事業に係る環境影響評価」とあるのは「第四十八條第一項の対象港湾計画(以下「対象港湾計画」という。)に定められる第四十七條の港湾開発等(以下「港湾開発等」という。)に係る同条の港湾環境影響評価(以下「港湾環境影響評価」という。))と、同条第二項中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、同条第三項中「対象事業」とあるのは「対象港湾計画に定められる港湾開発等」と、「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、「主務大臣(主務大臣が総理府の外局の長であるときは、内閣総理大臣)」とあるのは「主務大臣」と、第十二條の見出し中「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、同条第一項中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「第二條第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令」とあるのは「主務省令」と、「対象事業に係る環境影響評価」とあるのは「対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る港湾環境影響評価」と、同条第二項中「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、第十三條中「主務大臣(主務大臣が総

理府の外局の長であるときは、内閣総理大臣)」とあるのは「主務大臣」と、第十四條第一項中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「対象事業」とあるのは「対象港湾計画に定められる港湾開発等」と、「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、第二條第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令」とあるのは「主務省令」と、「環境影響評価準備書」とあるのは「港湾環境影響評価準備書」と、同項第一号中「第五條第一項第一号から第三号までに掲げる事項」とあるのは「港湾管理者の名称及び住所」と、同項第二号中「第八條第一項の意見の概要」とあるのは「対象港湾計画の目的及び内容」と、同項第三号中「第十條第一項の都道府県知事の意見」とあるのは「対象港湾計画に定められる港湾開発等が実施されるべき区域及びその周囲の概況」と、同項第七号中「環境影響の内容」とあるのは「第四十七條の港湾環境影響(以下「港湾環境影響」という。)の内容」と、「環境影響の総合的な評価」とあるのは「港湾環境影響の総合的な評価」と、第十五條中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「第六條第一項の主務省令」とあるのは「対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る港湾環境影響評価につき環境の保全の見地からの意見を求める上で適切な範囲の地域の基準となるべき事項につき主務大臣が環境庁長官に協議して定める主務省令」と、「対象事業に係る環境影響」とあるのは「対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る港湾環境影響」と、「第八條第一項及び第十條第一項の意見並びに第十二條第一項の規定により行った環境影響評価の結果にかんがみ第六條第一項の地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下」とあるのは「以下」と、第十六條中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、第十七條第一項から第四項まで、第十八條第一項、第十九條及び第二十條第一項中「事業者」

とあるのは「港湾管理者」と、同項中「述べるものとする」とあるのは「述べるものとする。この場合において、当該関係都道府県知事は、期間を指定して、準備書について関係市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする」と、同条第二項中「第十條第二項及び第三項の規定は、前項の規定により」とあるのは「前項の場合において」と、「ついで準用する。この場合において、同条第二項中「前条に規定する市町村長」とあるのは「関係市町村長」と、同条第三項中「前項」とあるのは「第二十一條第二項において準用する前項」と、前条の書類に記載された意見及び事業者の見解」と読み替えるものとする」とあるのは「は、同項の規定による当該市町村長の意見を勘案するとともに、前条の書類に記載された意見及び港湾管理者の見解に配意するものとする」と、第二十一條第一項中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「事業が対象事業」とあるのは「港湾計画が対象港湾計画」と、同項第一号中「第五條第一項第二号」とあるのは「第十四條第一項第二号」と、「事業規模」とあるのは「港湾計画に定められる港湾開発等の規模」と、「第五條から」とあるのは「第十一條から」と、「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、同項第二号中「第五條第一項第一号又は第十四條第一項第二号から第四号まで、第六号若しくは第八号」とあるのは「第十四條第一項第一号、第六号又は第八号」と、「次条から第二十七條まで」とあるのは「第二十七條」と、「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、同項第三号中「対象事業に係る環境影響評価」とあるのは「対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る港湾環境影響評価」と、同条第二項中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、「環境影響評価書」とあるのは「港湾環境影響評価書」と、「以下第二

十六條まで、第二十九條」とあるのは「第二十七條」と、「第二條第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令」とあるのは「主務省令」と、第二十七條中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「第二十五條第三項の規定による送付又は通知」とあるのは「第二十一條第二項の規定により評価書を作成」と、「評価書、要約書及び第二十四條の書面」とあるのは「評価書及びこれを要約した書類」と、第五章の章名中「対象事業」とあるのは「対象港湾計画」と、第二十八條の見出し中「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、同条中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「第七條」とあるのは「第十六條」と、「第五條第一項第二号」とあるのは「第十四條第一項第一号」と、「第二十一條第一項又は第二十五條第一項」とあるのは「第二十一條第一項」と、「事業が対象事業」とあるのは「港湾計画が対象港湾計画」と、「事業」とあるのは「港湾計画に定められる港湾開発等」と、「第五條から」とあるのは「第十一條から」と、「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、「事業規模」とあるのは「港湾計画に定められる港湾開発等の規模」と、第三十條の見出し中「対象事業の廃止」とあるのは「対象港湾計画の決定等の中止」と、同条第一項中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「第七條」とあるのは「第十六條」と、「方法書、準備書」とあるのは「準備書」と、同項第一号中「対象事業を実施しない」とあるのは「対象港湾計画の決定又は決定後の対象港湾計画の変更をしない」と、同項第二号中「第五條第一項第二号」とあるのは「第十四條第一項第二号」と、「事業が第一種事業又は第二種事業のいずれにも」とあるのは「港湾計画が対象港湾計画」と、第三十一條の見出し中「対象事業の実施」とあるのは「対象港湾計画の決定又は決定後の対象港湾計画の変更」と、同条第一

項中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「対象事業」とあるのは「対象港湾計画」と、「第二十五条第一項又は第二十八条」とあるのは「又は第二十八条」と、「事業者」とあるのは「港湾計画」と、「事業を実施」とあるのは「港湾計画。以下この条において同じ。」の決定又は決定後の対象港湾計画の変更」と、同条第二項中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「第五十五条第一項第二号」とあるのは「第十四条第一項第二号」と、「事業規模」とあるのは「港湾計画に定められる港湾開発等の規模」と、「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、同条第三項中「第五十五条第一項第二号」とあるのは「第十四条第一項第二号」と、「当該事業を実施」とあるのは「当該港湾計画の決定又は決定後の当該港湾計画の変更」と、「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、「事業者」とあるのは「港湾管理者」と読み替えるものとする。

評価その他の手続に要する費用について適切な配慮をするものとする。

るときは、当該書類は、それぞれ当該各号に定める書類とみなす。

が設けられており、かつ、その意見を勘案して第四号又は前号に掲げる書類の記載事項の検討を行った結果を記載したものであると認められる書類。第二十六条第二項の評価書類。第二十七条の公告に相当する公開の手続を経たものであると認められる書類。同条の手続を経た評価書類

第五十一条 国は、環境影響評価に必要な技術の向上を図るため、当該技術の研究及び開発の推進並びにその成果の普及に努めるものとする。

第五十二条 この法律の規定は、放射性物質による大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状況又は水底の底質が悪化するを含む）及び土壌汚染については、適用しない。

二 前号に掲げる書類に対する環境の保全の見地からの意見の概要を記載した書類であつて関係地方公共団体の長に対する送付の手続を経たものであると認められるもの。第九条の手続を経た同条の書類

2 前項各号に掲げる書類は、当該書類の作成の根拠が条例又は行政指導等（地方公共団体に係るものに限る。）であるときは環境庁長官が当該地方公共団体の意見を聴いて、行政指導等（国の行政機関に係るものに限る。）であるときは主務大臣が環境庁長官（第一種事業若しくは第二種事業が市街地開発事業として都市計画法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市計画に係る第一種事業若しくは第二種事業若しくは第二種事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る第一種事業若しくは第二種事業については、建設大臣が主務大臣及び環境庁長官に協議して、それぞれ指定するものとする。）の

第五十三条 第二項第二号又は第三項の規定に基づく政令であつてその制定又は改廃により新たに対象事業となる事業（新たに第二種事業となる事業のうち第四条第三項第一号（第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む）の措置がとられたものを含む。以下「新規対象事業等」という。）があるもの（以下「新規対象事業等」という。）の施行の際、当該新規対象事業等について、条例又は行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三十六条に規定する行政指導（地方公共団体が同条の規定の例により行うものを含む。）その他の措置（以下「行政指導等」という。）の定めるところに従つて作成された次の各号に掲げる書類（対象事業等政令の施行に際し次項の規定により指定されたものに限る。）があ

二 前号に掲げる書類に対する環境の保全の見地からの意見の概要を記載した書類であつて関係地方公共団体の長に対する送付の手続を経たものであると認められるもの。第九条の手続を経た同条の書類

三 関係地方公共団体の長が第一号に掲げる書類について環境の保全の見地からの意見を述べたものであると認められる書類。第十條第一項の書面

3 前項の規定による指定の結果は、公表するものとする。

第五十四条 第二項第二号又は第三項の規定に基づく政令であつてその制定又は改廃により新たに対象事業となる事業（新たに第二種事業となる事業のうち第四条第三項第一号（第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む）の措置がとられたものを含む。以下「新規対象事業等」という。）があるもの（以下「新規対象事業等」という。）の施行の際、当該新規対象事業等について、条例又は行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三十六条に規定する行政指導（地方公共団体が同条の規定の例により行うものを含む。）その他の措置（以下「行政指導等」という。）の定めるところに従つて作成された次の各号に掲げる書類（対象事業等政令の施行に際し次項の規定により指定されたものに限る。）があ

三 関係地方公共団体の長が第一号に掲げる書類について環境の保全の見地からの意見を述べたものであると認められる書類。第十條第一項の書面

四 環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの一般の意見を聴くための準備として作成された書類であつて第十六条の公告及び縦覧並びに第十七条第一項又は第四項後段の規定による周知のための措置に相当する手続を経たものであると認められるもの。第十六条及び第十七条の手続を経た準備書類

4 前三項（第一項第一号から第三号まで及び第八号を除く。）の規定は、第四十八条第一項の規定に基づく政令の制定又は改廃により新たに同項の対象港湾計画となつた港湾計画について準用する。この場合において、第一項中「第二項第二号又は第三項の規定に基づく政令であつてその制定又は改廃により新たに対象事業となる事業（新たに第二種事業となる事業のうち第四条第三項第一号（第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む）の措置がとられたものを含む。以下「新規対象事業等」という。）があるもの（以下この条及び次条第一項において「対象事業等政令」という。）とあ

第五十五条 第二項第二号又は第三項の規定に基づく政令であつてその制定又は改廃により新たに対象事業となる事業（新たに第二種事業となる事業のうち第四条第三項第一号（第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む）の措置がとられたものを含む。以下「新規対象事業等」という。）があるもの（以下「新規対象事業等」という。）の施行の際、当該新規対象事業等について、条例又は行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三十六条に規定する行政指導（地方公共団体が同条の規定の例により行うものを含む。）その他の措置（以下「行政指導等」という。）の定めるところに従つて作成された次の各号に掲げる書類（対象事業等政令の施行に際し次項の規定により指定されたものに限る。）があ

四 環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの一般の意見を聴くための準備として作成された書類であつて第十六条の公告及び縦覧並びに第十七条第一項又は第四項後段の規定による周知のための措置に相当する手続を経たものであると認められるもの。第十六条及び第十七条の手続を経た準備書類

五 前号に掲げる書類に対する環境の保全の見地からの意見の概要を記載した書類であつて関係地方公共団体の長に対する送付の手続を経たものであると認められるもの。第十九条の手続を経た同条の書類

5 前項の規定による指定の結果は、公表するものとする。

第五十六条 第二項第二号又は第三項の規定に基づく政令であつてその制定又は改廃により新たに対象事業となる事業（新たに第二種事業となる事業のうち第四条第三項第一号（第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む）の措置がとられたものを含む。以下「新規対象事業等」という。）があるもの（以下「新規対象事業等」という。）の施行の際、当該新規対象事業等について、条例又は行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三十六条に規定する行政指導（地方公共団体が同条の規定の例により行うものを含む。）その他の措置（以下「行政指導等」という。）の定めるところに従つて作成された次の各号に掲げる書類（対象事業等政令の施行に際し次項の規定により指定されたものに限る。）があ

五 前号に掲げる書類に対する環境の保全の見地からの意見の概要を記載した書類であつて関係地方公共団体の長に対する送付の手続を経たものであると認められるもの。第十九条の手続を経た同条の書類

六 関係地方公共団体の長が第四号に掲げる書類について環境の保全の見地からの意見を述べたものであると認められる書類。第二十条第一項の書面

6 前項の規定による指定の結果は、公表するものとする。

第五十七条 第二項第二号又は第三項の規定に基づく政令であつてその制定又は改廃により新たに対象事業となる事業（新たに第二種事業となる事業のうち第四条第三項第一号（第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む）の措置がとられたものを含む。以下「新規対象事業等」という。）があるもの（以下「新規対象事業等」という。）の施行の際、当該新規対象事業等について、条例又は行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三十六条に規定する行政指導（地方公共団体が同条の規定の例により行うものを含む。）その他の措置（以下「行政指導等」という。）の定めるところに従つて作成された次の各号に掲げる書類（対象事業等政令の施行に際し次項の規定により指定されたものに限る。）があ

六 関係地方公共団体の長が第四号に掲げる書類について環境の保全の見地からの意見を述べたものであると認められる書類。第二十条第一項の書面

七 前号の意見が述べられた後に第四号に掲げる書類の記載事項の検討を行った結果を記載したものであると認められる書類。第二十一条第二項の評価書類

7 前項の規定による指定の結果は、公表するものとする。

第五十八条 第二項第二号又は第三項の規定に基づく政令であつてその制定又は改廃により新たに対象事業となる事業（新たに第二種事業となる事業のうち第四条第三項第一号（第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む）の措置がとられたものを含む。以下「新規対象事業等」という。）があるもの（以下「新規対象事業等」という。）の施行の際、当該新規対象事業等について、条例又は行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三十六条に規定する行政指導（地方公共団体が同条の規定の例により行うものを含む。）その他の措置（以下「行政指導等」という。）の定めるところに従つて作成された次の各号に掲げる書類（対象事業等政令の施行に際し次項の規定により指定されたものに限る。）があ

七 前号の意見が述べられた後に第四号に掲げる書類の記載事項の検討を行った結果を記載したものであると認められる書類。第二十一条第二項の評価書類

八 関係する行政機関の意見が述べられる機会

8 前項の規定による指定の結果は、公表するものとする。

第五十九条 第二項第二号又は第三項の規定に基づく政令であつてその制定又は改廃により新たに対象事業となる事業（新たに第二種事業となる事業のうち第四条第三項第一号（第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む）の措置がとられたものを含む。以下「新規対象事業等」という。）があるもの（以下「新規対象事業等」という。）の施行の際、当該新規対象事業等について、条例又は行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三十六条に規定する行政指導（地方公共団体が同条の規定の例により行うものを含む。）その他の措置（以下「行政指導等」という。）の定めるところに従つて作成された次の各号に掲げる書類（対象事業等政令の施行に際し次項の規定により指定されたものに限る。）があ

八 関係する行政機関の意見が述べられる機会

九 関係する行政機関の意見が述べられる機会

9 前項の規定による指定の結果は、公表するものとする。

第六十条 国は、地方公共団体（港湾管理者を含む）が国の補助金等の交付を受けて対象事業の実施（対象港湾計画の決定又は変更を含む）をする場合には、この法律の規定による環境影響

第六十一条 国は、地方公共団体（港湾管理者を含む）が国の補助金等の交付を受けて対象事業の実施（対象港湾計画の決定又は変更を含む）をする場合には、この法律の規定による環境影響

第六十二条 国は、地方公共団体（港湾管理者を含む）が国の補助金等の交付を受けて対象事業の実施（対象港湾計画の決定又は変更を含む）をする場合には、この法律の規定による環境影響

第六十三条 国は、地方公共団体（港湾管理者を含む）が国の補助金等の交付を受けて対象事業の実施（対象港湾計画の決定又は変更を含む）をする場合には、この法律の規定による環境影響

五 第二条第二項第二号ホに該当する事業 当該事業の実施に関する事務を所掌する主任の大臣及び当該事業に係る同号ホの免許、特許、許可、認可若しくは承認又は届出に係る事務を所掌する主任の大臣

六 港湾計画 運輸大臣

2 この法律において、主務省令とは主務大臣の発する命令(主務大臣が総理府の外局の長であ

るときは、総理府令とし、主務省令・建設省令とは主務大臣(主務大臣が総理府の外局の長であるときは、内閣総理大臣)及び建設大臣の発する命令(主務大臣が建設大臣であるときは、建設大臣の発する命令)とする。

(他の法律との関係)

第五十九條 第二條第二項第一号ホに掲げる事業の種類に該当する第一種事業又は第二種事業に係る環境影響評価その他の手続については、この法律及び電気事業法の定めるところによる。

(条例との関係)

第六十條 この法律の規定は、地方公共団体が次

に拘束する事項に於いては、必要と判断されるものを妨げるものではない。

一 第二種事業及び対象事業以外の事業に係る環境影響評価その他の手続に関する事項

二 第二種事業又は対象事業に係る環境影響評価についての当該地方公共団体における手続に関する事項（この法律の規定に反しないもの

のに限る。）
（地方公共団体の施策におけるこの法律の趣旨の尊重）
第六十一条 地方公共団体は、当該地域の環境に影響を及ぼす事業について環境影響評価に関し必要な施策を講ずる場合においては、この法律

附則
の趣旨を尊重して行ふものとする。

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

の規定にならねばならない。当該条例の定めるところに従つて引き続き当該事業に係る環境影響評価その他の手続を行うことができる。

第三 第一項各号に掲げる事業に該当する事業であつて、施行日以後の内容の変更（環境影響の程度を低減するものとして政令で定める条件に該当するものに限る。）により第一種事業又は第二種事業として実施されるものについては、第二章から第七章までの規定は、適用しない。

第四条 前条第一項各号に掲げる事業に該当する

第一種事業又は第二種事業を実施しようとする者は、同項の規定にかかわらず、当該事業について、第五條から第二十七條まで又は第十一條から第二十七條までの規定の例による環境影響評価その他の手続を行うことができる。

2 第二十八條から第三十一條まで及び第三十二條第二項の規定は、前項の規定により環境影響評価その他の手続を行う対象事業について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは、「附則第四條第一項に規定する第一種事業又は第二種事業を実施しようとする者」と読み替えるものとする。

第五條 この法律の施行後に事業者となるべき者は、附則第一條第二号に掲げる規定の施行後この法律の施行前において、第五條から第十二條までの規定の例による環境影響評価その他の手続を行うことができる。

2 前項に規定する者は、同項の規定により環境影響評価その他の手続を行うこととしたときは、遅滞なく、総理府令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出るものとする。

3 前項の規定による届出を受けた主務大臣は、遅滞なく、その旨を公告するものとする。

4 前項の規定による公告がされた場合において、第一項に規定する者が第五條から第十二條までの規定の例による環境影響評価その他の手続を行ったときは、この法律の施行後に関係都道府県知事又は関係市町村長となるべき者は、当該規定の例による手続を行うものとする。

5 前項の規定による手続が行われた対象事業については、当該手続は、この法律の相当する規定により施行日に行われたものとみなす。

6 前各項の規定は、この法律の施行後に第四十條第一項の規定により環境影響評価その他の手続を事業者に代わるものとして行う都市計画決定権者となるべき者について準用する。この場合において、第一項中「事業者」とあるのは「第四十條第一項の規定により環境影響評価その他の手続を事業者に代わるものとして行う都

市計画決定権者」と、「第五條」とあるのは「第四十條第二項の規定により読み替えて適用される第五條」と、第二項及び第三項中「主務大臣」とあるのは「主務大臣及び建設大臣」と、第四項中「第五條」とあるのは「第四十條第二項の規定により読み替えて適用される第五條」と読み替えるものとする。

(政令への委任)

第六條 附則第二條から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置に關する事項は、政令で定める。

(検討)

第七條 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(環境庁設置法の一部改正)

第八條 環境庁設置法(昭和四十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第四條第六号の次に次の一号を加える。

六の二 環境影響評価法(平成九年法律第

号)の施行に關する事務を処理すること(他の行政機関の所掌に屬するものを除く)。

理由

現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に資するため、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業に關し、その実施が環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価等を行う環境影響評価を事業者が行うとともに、その方法及び結果について地方公共団体の長、事業の実施に係る免許等を行う者その他の環境の保全の見地からの意見を有する者がその意見を述べるための手続等を定め、その手続等によって行われた環境影響評価の結果を事業の内容に關する決定に反映させるための措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成九年四月二十二日印刷

平成九年四月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局